

厚岸町議会 第3回定例会

令和6年9月10日
午前10時00分開会

- 議長（大野議員） ただいまから、令和6年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、6番、中川議員、7番、南谷議員を指名いたします。
- 議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。
- 堀委員長 9月6日午前10時00分から第6回議会運営委員会を開催し、令和6年厚岸町議会第3回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容について報告いたします。
議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告であります。
委員会関係の案件は、総務産業常任委員会所管事務調査報告書、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書、3常任委員会及び議会運営委員会からの各委員会閉会中の継続調査申出書であります。議会からの提出案件は、会期の決定、議員の派遣についてであります。
意見書案については、意見書案第2号 「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」が提出されております。
次に、町長提出の議案等についてであります。
認定第1号から認定第9号は令和5年度各会計決算認定9件であります。
審議方法は、議長と議会選出監査委員を除く10名をもって構成する令和5年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。
報告第9号 「令和5年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について」は本会議で審議することに決定いたしました。
議案第55号から議案第59号の、補正予算5件の審議方法については、議長を除く11名をもって構成する令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会

期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第60号から議案第68号の一般議案 9 件、議案第69号から議案第74号の条例改正案 6 件については、本会議において審議することに決定いたしました。

一般質問通告者は、4 名であります。

本定例会の会期は、9 月10日から13日までの4 日間に決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日 9 月10日から13日までの4 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 9 月10日から13日までの4 日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和6年6月12日開会の第2回定例会から本日までの会議の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第6、認定第1号 「令和5年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号 「令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号 「令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号 「令和5年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について」、認定第5号 「令和5年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号 「令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号 「令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号 「令和5年度厚岸町水道事業会計決算の認定について」、認定第9号 「令和5年度厚岸町病院事業会計決算の認定について」、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

令和5年度各会計決算の報告に当たり、主要な施策の成果と予算執行の実績について説明いたします。

当年度は、第6期厚岸町総合計画とSDGsを指針として、引き続き防災・減災対策、環境対策、観光振興策を重点施策として執行しました。

最重要施策である防災・減災対策では、港町地区の津波避難困難区域の解消に向け、（仮称）防災交流センター整備の実施設計を行いました。また、役場庁舎に非常用発電設備を整備するなど、不測の災害に備えた施策を着実に推進しました。

環境対策では、脱炭素社会の実現に向け具体的な取組を推進するため、第2期厚岸町地球温暖化対策実行計画事務事業編及び区域施策編を策定したほか、公用車に電気自動車とプラグインハイブリッド車の購入や町温水プールへの木質バイオマスボイラー整備のための施設計を行いました。

観光振興策では、老朽化した観光施設の魅力向上や安全性確保のため、子野日公園散策路の改修を行ったほか、原生花園あやめヶ原の木柵の更新を行いました。

また、ふるさと納税については、地場産品の普及拡大や町のPRを行った結果、過去最高額である12億682万円もの多大なご寄附を頂いたところであります。

そのほかでは、物価高等対策のため、「がんばろう厚岸応援券」の配布や低所属者世帯への給付金を給付したほか、町道の改良舗装、補修などの生活基盤の整備に対する予算執行が主な施策成果の特徴となっております。

次に、予算とその執行の概要であります。

当初予算では、一般会計が102億6,080万5,000円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算すると、138億6,520万6,000円の総体規模でありました。これに、各会計ごとに所要の補正を行い、一般会計における最終予算は、令和4年度繰越明許費5,008万5,000円を含め128億2,178万7,000円、特別会計では35億9,452万2,000円となり、総体においては164億1,630万9,000円となりました。

これらの内容は、次のとおりとなっておりますので、私からの説明は省略させていただきます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で124億1,401万317円、収入率で93.71%、歳出では116億9,097万2,596円、91.18%の執行率となり、歳入歳出差引きで7億2,303万7,721円の残額となりました。この

うち、繰越明許費繰越財源として3,531万6,000円を令和6年度に繰り越し、財政調整基金に3億5,000万円を積み立て、実質3億3,772万1,721円が、翌年度繰越財源となったところであります。

一方、特別会計であります、国民健康保険特別会計については、一般会計から1億149万2,546円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで736万2,721円の残額となり、これについては、翌年度に繰り越し、国庫負担金等の返還金に充てるほか、財政調整基金へ積み立てるものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった1,432万1,190円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった3億4,600万5,866円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、一般会計から1億8,190万3,031万2,000円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで3,076万7,163円の残高となり、これについては、翌年度に繰り越し、国庫負担金等の返還金に充てるものであります。

後期高齢者医療特別会計については、一般会計から4,860万711円を繰り入れ、現年度保険料の4月と5月の収入分88万9,349円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差し引きで4万419円の残高となり、この残高は全て翌年度へ繰り越すものであります。

より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配布いたしました「決算書」及び「決算資料」に基づき、ご検討いただくこととして内容説明を省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課長等より、詳細なご説明をいたしたいと存じます

以上でございます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、認定8号 令和5年度厚岸町水道事業会計決算の内容について、お配りしている提案説明書のとおりでございますので、ご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、認定第9号 令和5年度厚岸町病院事業会計決算について、お配りしております提案説明書のとおりでございますので、よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

●議長（大野議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。
代表監査委員。

●代表監査委員（黒田代表監査委員） ただいま上程されました、令和5年度厚岸町一般

会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び病院事業会計の決算認定について、決算審査の概要を申し述べさせていただきます。

まず最初に、この厚い決算書でございますが、これの本体の1ページから2ページにかけての記述でございますが、令和5年度一般会計並びに各六つの特別会計全体の決算額について1,000円単位で申し上げますが、総額では歳入が159億1,141万円、歳出では151億4,931万3,000円となりまして、歳入歳出差っ引き7億6,209万7,000円歳入増という決算状況と相なっております。

一般会計をはじめ各会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長から報告があったとおりの内容でございますが、細部につきましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書、こちらもお覧いただきたいと存じますが、地方自治法の規定により町長から審査に付されました令和5年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示されました計数につきましては適正であり、何ら誤りがないものと判断したところでございます。

次に、決算審査の中で、今後特にご留意をいただきたい個別事項について何点か申し述べさせていただきます。

まず、歳入関係についてであります。町の自主財源の根幹であります町税でございます。本年度におきましても現年課税分が99.31%、滞納繰越分を合わせた全体の収納率でも96.66%となっております。また、国民健康保険税でも全体収納率が91.94%となっております。いずれも昨年度に引き続き、過去最高を更新して決算されておりました。担当部署の徴収努力を高く評価させていただきますとともに、引き続き自主財源の増収確保、さらには収入未済額の解消に向けてなお一層の努力を望むものでございます。

一方の歳出関係でございますが、本年度は全体的に不用額がやや増加はしているものの、ずさんな予算管理であるとかずさんな支払事務事例は確認をされません。予算執行事務は、全体としておおむね良好であったものと判断するところでございます。今後とも、行政全体として適切な予算管理と適正な執行の指導を徹底いただきたい。

なお、令和5年度決算全体といたしまして、新型コロナウイルス感染状況がやっと縮小傾向になりつつも、行財政運営は引き続き予断を許さず、様々な行財政課題が山積している中にありまして、本年度も国や北海道と連携しながら、本年度当初に計画した各種事務事業を着実に執行し、相応の行政成果を達成されとともに、相応の実質収支と各基金残高も確保したことに対しまして、その行財政運営を高く評価をさせていただきますとともに、今後におきましても健全財政を堅持しながら、これら基金等の積極的な活用であるとか、ふるさと納税寄附金、さらには過疎対策債特別分などの税以外の税外有効財源を活用することによって、実効性のある多様な施策を展開され、町民の皆様が恩恵を広く享受をし、町民生活における行政満足度がさらにさらに一層高められますようご期待を申し上げまして、一般会計及び各特別会計の決算意見報告とさせていただきます。

続きまして、令和5年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計について申し上げます。

はじめに、水道事業会計から申し上げますが、第3条予算の収益的収入及び支出で

ざいますが、消費税抜きの金額で、収入では3億1,507万7,272円、支出では2億7,011万5,798円、単年度収支差引き4,496万1,474円の黒字決算と相なったところでございます。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、こちらは税込みでございますが、収入の7,983万7,000円に対し、支出では2億4,007万6,386円、差引き1億6,023万9,386円の不足額につきましては、当年度分の損益勘定留保資金、さらには当年度分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額並びに減債積立金と建設改良積立金、さらには繰越利益剰余金処分額をもって補填処理をしているところでございます。

続きまして、病院会計について申し上げますが、3条予算の収益的収入及び支出でございますが、消費税抜きの収入では13億3,290万9,558円に対しまして、支出では13億501万2,572円、単年度の収支差引き2,789万6,986円、こちらの会計も黒字決算となっております。

次に、病院会計4条予算の資本的収入及び支出、税込みの金額でございますが、収入の2億6,293万3,587円に対して、支出も同額につき、収支差引きゼロということになっております。

以上、令和5年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算につきまして、その概要を申し述べさせていただきましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました令和5年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算に関わる各諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成をされており、また表示されました計数につきましても適正であり、誤りのないものと認められたところでございます。

このように公営企業会計、両方とも結果として黒字確保の決算と相なりましたけれども、その特徴と主な留意点、簡単に報告をさせていただきます。

まず、水道事業会計にありましては、事業全体の採算性を安定させるべく、昨年度4月から水道料金を大幅に改定したにもかかわらず、家事用の使用水量は人口に比例して確実に減少する中で、当該年度にありまして、気温の上昇もあって、業務用及び農業用の水量がそれを補い、給水収益全体としても、前年度を若干程度上回ったことに加えて、一般会計からの繰入金の運用形態を見直したために、約4,500万円ほどの黒字計上できたところでございますが、動力費あるいは燃料費をはじめ諸物価経費の高騰もございまして、さらには資本的収支不足額も年々大幅に増加しておりますので、今後とも経営上の苦戦を強いられていくことが十分に想定されるところでございます。

また、病院事業会計にありましては、本年度も新型コロナウイルス感染の影響が残る中で、とりわけ入院患者数が増えまして、外来収益も合わせた医業収益が伸びたことに加えて、感染症病床確保に伴う北海道からの補助金額が昨年度以上に伸びまして、一方の経費面での諸物価高騰の対応も含めて、企業節減努力と一般会計補助金によって、昨年度に引き続き2,800万円ほどの黒字決算と相なったところでございます。

いずれの事業会計も、厚岸町全体の人口減少の進行によって、今後の収益性の低下が大いに懸念され、経費面で諸費用が増え、公営企業としての独立採算性の維持が危ぶまれますために、次年度以降も人口動向であるとか、あるいは産業動向などと相まって、水道事業にあつては、家事用及び業務用の給水収益の推移、また病院事業にあつては、

患者数及び医業収益の推移、これらを当分の間、監査委員としても注視していく必要があるものと、かように考えているところでございます。

以上をもちまして、公営企業会計決算審査に係る口頭報告とさせていただきます。

- 議長（大野議員） 本9件の審査方法について、お諮りいたします。

本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員をもって構成する令和5年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員をもって構成する令和5年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時34分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第7、議案第55号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算、議案第56号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第57号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第58号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第59号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第55号 令和6年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）から議案第59号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 本5件の審査方法についてお諮りいたします。

本5件の審査については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本５件の審査については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和６年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決しました。

本会議を休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時40分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第８、これより一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第５項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内です。５分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

はじめに、７番、南谷議員の一般質問を行います。

７番、南谷議員。

●南谷議員 第３回定例会に当たり、３項目について一般質問いたします。

はじめに、令和７年完成に向け、現在工事中の防災交流センターについてです。

センターは、当初予算30億5,400万円で既に契約を終え、基礎工事に着手しております。国は、防災事業の当初予算の２割カットを実施し、釧路町と浜中町は、交付金の減額に合わせ、事業費を絞り込んでおります。

厚岸町は、事業費の契約ベースで、令和６年度19億6,300万円、令和７年度が10億4,000万円、合計で30億300万円の事業費であります。この財源のうち、国からの交付金13億3,700万円と道補助金が4,300万円で、助成金の合計ですが、この金額が13億3,700万円となります。13億3,700万円、これの２割カットとなると、２億6,700万円の財源不足となります。不足分はどのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

この施設の運営方法について、４点質問をさせていただきます。

１点目でございます。施設の運営方法は、指定管理を含め、どのようになりますか。

２点目です。施設の利用料です。現状と比較して、どうなりますか。

３点目、運営費です。新設センターの運営費の試算説明をしてください。

４点目、商工会との関わりについて、説明をしてください。

２項目めです。町内の道路整備について質問をいたします。

町内の道路で、特に破損が著しい２か所の整備が必要と考えますので、質問をいたします。１か所は奔渡７丁目、奔渡湖岸道路であります。この道路、７丁目交差点からですが、特にお供橋からの奥の民家まで整備が急がれます。このお供橋から奥のほうまでの間に、３か所ほど夏でも舗装が割れ、浮き上がり、車の腹を擦る状況となっていま

す。

もう1か所は、湖北地区漁港道路で、現在、多数の漁港整備車両が利用している道路です。この道路は、全体的にクラックが発生し、穴が開き、岩壁側の道路との交差点は大きく掘れており、大変危険です。各々整備が必要ですが、町の見解をお尋ねいたします。

3項目めです。温水プールについて質問をいたします。

この施設は平成元年に建設され、35年経過しております。現在、この施設は、木質バイオマス施設の建設工事中で、この完成により通年オープンを目指しております。コロナ発生前と比較し、プールとトレーニング室の利用状況、これについて説明をしてください。また、現状の利用状況をどのように評価されているのかお尋ねいたします。

プールの利用者は、指導員やスタッフの声がけと熱心な対応、利用者は本当に感謝しております。一方、トレーニング室の利用人数は、厳しいものがあります。今後、12月から3月まで開館いたします。オールシーズンオープンを契機に、トレーニング室の利用者増の工夫が必要と考えますが、いかがでしょうか。

さらには、トレーニング室のトレーニングの機具です。今も開設当初のままです。ロードレスバイクが1台、船こぎ機械が1台、体の各部と背筋を鍛える機械が1台、それぞれ1台ずつです。いずれも古く、機種も足りません。計画的に増設をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の（仮称）防災交流センターについてのうち、（1）の「国の交付金が2割カットされることによる財源不足の対応について」であります。要求資料にあるように、令和6年度の国交付金については、当初予算ベース、国への要望額は8億8,260万円ですが、国から示された令和6年度の配分額は、要望額の8割となる7億608万円で1億7,652万円の減額となりました。

当町では、地域住民の早期の安全確保の観点から、速やかに事業を実施するため一部の工事を除き既に着手しており、現在までの契約額ベースでは、国交付金が8億2,330万円、これに連動する道補助金が2,766万6,000円、合計で8億5,096万6,000円となりますが、減額後の国交付金は7億608万円、これに連動する道補助金は2,358万9,000円となり、合計で7億2,966万9,000円となります。

また、本事業は、事業期間を令和6年度から7年度までの2年間とする継続事業であります。令和7年度の交付金の配分が示されるのは今年度末の予定であるため、令和6年度のみで比較した場合は、国交付金及び道補助金については1億2,129万7,000円の不足が見込まれます。

現在、国交付金については、津波避難施設の整備を計画する道内の自治体でも同様の配分状況であり、本年2月と6月には、北海道と関係自治体で事業を遅延なく着実に進められるよう、本年度の国の補正予算等で必要な予算を確保していただくため、国土交

通省等への中央要請を行っているほか、北海道と協議をしており、特に今後の国の動向に注視し、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、（２）の「施設の運営方法は」のうち、アの指定管理についてであります、防災交流センターの運営方法につきましては、平成５年度から生活改善センターの指定管理者として実績がある厚岸町商工会を指定管理者とする検討を進めており、今後、所定の審査等を実施し、議会の議決を得た上で、指定管理の手続を進める予定であります。

次に、イの施設の利用料についてであります、指定管理を行う他の集会施設と同様に、施設の設置条例により利用料を設定することとしております。

利用料の算定については現在検討中ではありますが、他の施設の算定基準を参考に算出した場合の代表的な部屋における１時間当たりの概算利用料について申し上げます。

町民が利用する場合、１階大研修室は550円で午後６時以降の利用の場合は84円を、冬期間の場合は1,240円を加算した額、１階研修室は220円で午後６時以降の利用の場合は6円を、冬期間の場合は1,240円を加算した額、３階会議室は330円で午後６時以降の利用の場合は14円を、冬期間の場合は1,240円を加算した額とし、葬祭使用料は4万9,000円と試算しております。

また、町外利用者及び町内利用者が入場料などの料金を徴収して開催する興行的行事または収益を目的として利用する場合は、部屋の利用料を２倍、町外利用者が入場料などの料金を徴収して開催する興行的行事または収益を目的として利用する場合は、部屋の利用料を４倍に定める予定であります。

次に、ウの運営費についてであります、指定管理者との基本協定を締結した後、年度協定書において指定管理費を含めた締結を行う予定ですが、概算による指定管理費の内訳としては、４月から３月までの１年間で試算した場合、人件費が300万円、福利厚生費が40万円、電気料金が320万円、上下水道料金が25万円、Ａ重油料金が170万円、電話料金が５万円、事務費が20万円、清掃委託費が30万円、合計910万円程度を見込んでおります。

また、このほか１年間の施設維持管理に要する費用として、高圧受電設備保安業務が35万円、エレベーター保守点検業務が75万円、自動ドア保守点検が12万円、受水槽清掃が6万円、ボイラー保守点検が6万円、合計134万円程度を見込んでおります。

次に、エの商工会の関わりについてであります、防災交流センター１階に厚岸町商工会の事務所を移転する予定であり、また、先ほどの指定管理でお答えしたように、指定管理者として協力をいただくことを予定しております。

なお、指定管理の業務については、現在、指定管理をお願いしている生活改善センターと同様、施設の利用に関する受付及び許可、利用料の徴収、維持管理についての業務を行っていただく予定であります。

続いて、２点目の町内の道路整備について、「特に破損が著しい２か所の整備が必要と思うがについて」であります、町が管理する道路整備については、厚岸町舗装個別施設計画に基づき、舗装の損傷状況、路線の重要性、交通量等を考慮して補修の優先順位を決定し、オーバーレイ舗装または改良舗装工事を行っており、日常的な道路パトロールのほか、町民等から道路補修の要望があった場合は、現地を確認した上で補修等の

維持管理に努めているところであります。

ご質問にある、奔渡町湖岸道路については、平成6年3月に供用開始し、その後、舗装の老朽化等により、平成24年度から令和3年度までに約625メートルのオーバーレイ舗装を行ったところでありますが、このたび、ご指摘のあった3か所について現地を確認したところ、凍上の影響により舗装のひび割れ、わだち掘れが特に大きいことから、補修を行うなど適切な維持管理に努めるとともに、今後の対策について検討してまいります。

次に、湖北地区の漁港道路の整備についてであります。町としても早急に補修すべき箇所について確認しており、漁港管理者である北海道に対し、都度、補修の要請をする中で、少しずつではありますが対応をいただいております。

今後についても、引き続き、早期の補修対応を働きかけてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

3点目の質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、3点目の温水プールについてお答えします。

はじめに、（1）の「コロナ発生前と比較したプールとトレーニング室の利用状況と現状の評価について」であります。プールの利用状況は、開館当初の平成2年度の3万5,455人を最高に、平成19年度まで1万人以上の利用者を維持してまいりましたが、それ以降、若干の増減はあるものの8,000人台を維持し、コロナ禍前の令和元年度は7,591人となりました。その後、コロナ禍の影響で令和2年度については、4,303人まで利用者が落ち込みましたが、令和5年度は6,595人となり、回復傾向にあります。

トレーニング室の利用状況については、コロナ禍前の令和元年度は671人でありましたが、令和5年度は156人にまで落ち込んでおります。

現状の利用状況への評価については、プールにおきましては、水泳教室などを実施し、町民が水泳に親しみ、体力の増進や健康維持が図られるよう、その機会の提供に努めており、コロナ禍前の利用者数に近づいてきたものと評価しております。一方、トレーニング室の利用については、利用者数が少ない状況にあり、トレーニング機器が十分に活用されていない状況にあると評価しております。

次に、（2）の「オールシーズンオープンを契機にトレーニング室利用者増の工夫が必要と考えるが」についてであります。利用者が初めてトレーニング機器を使用する際には、正しい使用方法の知識を持っていただくために、講習を随時開催しております。しかし、近年は受講者も少なくなっています。一人でも多くの町民に温水プール施設内にトレーニング室があるということを知っていただくために、パンフレットの配布やホームページ等を活用した周知など、利用者の増加に向け取り組んでまいります。

次に、（3）の「トレーニング機具が古いことなどから、計画的に増設をすべきと考えるが」についてであります。現在、トレーニング室には10種類の筋力トレーニングができるマルチトレーニングマシンのほか、腹筋や背筋を鍛える機器やコードレスバ

イクなどのトレーニング機器を設置し、町民に使用していただいております。プールを利用していただきながら、トレーニング室も利用することによって、筋力の維持・向上だけではなく、健康増進との相乗効果が図られるものと考えております。機器については、引き続き使用できる機種がある一方で、コードレスバイクなど古いものもございますので、更新、増設等につきましては、機器の使用状況やアンケートを実施するなど利用者の意見も参考にさせていただきながら、検討してまいります。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 まず、資料要求をしております。資料要求のこの資料を見ていただきたいと思います。

配布された交流センターの事業費及び財源内訳でございます。この右側でございますが、令和 6 年度契約ベースの下段、一番右側です、令和 6 年度契約ベース。

それで、いろいろ答弁があったのですが、まだ令和 7 年度の事業、一応契約はしたのだけでも、令和 6 年度の数字と令和 7 年度と合わさってますよね、この 2 か年事業ですから、令和 6 年度と令和 7 年度。その数字を言っても、なかなか分かりにくいのです。

この資料を見たら、要するに国と北海道から総事業費、契約金額で申しますと、財源内訳でございますが、国の交付金、合計額で申します。2 か年で12億9,400万円、それから北海道の補助金が4,300万円、これを合わせると13億3,824万2,000円になります。これだけの事業費がかかる、現状では2割カットされています。そうすると、私の試算では、その金額がこの2割が2億6,764万8,000円、これだけ不足になるという危惧をして質問をさせていただきました。この数字で、要するに現状で足りなくなるおそれがあるものというのは、この金額で間違いはないですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 2割減額による不足額についてであります。現時点で国からの配分が示されているのは令和 6 年度の交付金のみで、1 回目の答弁にもありましたが、令和 7 年度の配分につきましては今後ということになりますので、配分が減額されるのかどうなのかというのは、まだ全然分からない状況でございます。その上で、令和 6 年度の交付金とそれに伴う道の補助金に限って比較させていただきますと、令和 6 年度で合計額 8 億5,096万6,000円の契約ベースでいく額になりますが、これに対しまして国の減額された 7 億608万円……

●南谷議員 僕はそういうことを聞いているのではない。僕の聞いた数字で合っているかどうかということ聞いているのだ。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 申し訳ありません。減額、7年度予定額はまだ分かりませんので、現時点で不足が見込まれるものとしては、資料の一番右下、欄外になりますが、記載の1億2,129万7,000円が国と道の交付金、補助金として不足する額となります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 聞いていることは、そういうことを聞いているのではないのだ。6年がなくて、事業をやっているのだ。契約の段階では、契約金額ももう我々議員にも発表しているのです。2カ年の事業だというのは知っている。現時点で足りなくなるといって不確定だ、そのことも十分理解してます。ただ、町民の皆さんは、浜中町、釧路町も減額になってるわけだから、厚岸町も同じになるのではないのかと、こういう危惧をしているのです。

けれども、厚岸町は現段階では2カ年事業であるし、何とか国のほうに強い要請をして100%補助をしていただくようにということで、まず一番先に僕が聞きたいのは、この2カ年での総体契約額からいって、2割減は幾らだと確認しているだけです。この僕の言った数字2億6,700万円、この数字が現時点では確かかどうかということを確認しているだけなので、令和6年がどうのこうのと聞いているのではないです。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 危機対策室長の答弁の補足をさせていただきます。

議員が言われているのは、契約ベースの場合での話でございますが、この事業は先ほど町長の答弁でございましたが、継続して2カ年事業になっております。対して、国の交付金、それに連動する道の補助金というのが、まだ6年度分しか出てございません。7年度分が出た時点で幾ら不足というのがはっきりしますが、現段階では、議員おっしゃられるのも重々分かりますけれども、資料の提示にあるように、6年度分対象外であれば7年度で拾えるという考え方もございますので、これはまだ国から出てないので分からない話ですけれども、現在その努力をしているところでございます。

不足する額というのは、例えば交付金ベースで単純に話をすると、今、危機対策室長からお話がありました1億2,129万7,000円という形になってございます。ただ、南谷議員が言われるのは、2カ年通しての不足額ということでございますが、いかんせん継続費で組んで、道ともまだ協議中でございますので、あくまでも6年度の分として足りない分という形でしか数字が弾き出せないということになります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 いい加減にしてほしい。僕の聞いているのは、一般質問で出しているのだ。仮定かもしれない、7年。けれども、おたくらは、2カ年の事業でこれだけかかりますということでやってきたわけでしょう、現時点では。そういう努力をする、2カ年だけ

ら。今の仮定かもしれないけれども、2カ年足してこの数字で間違いないですかということを確認しているだけなのです。6年度で確定の分、これ今の時点で発表できませんとか、どうのとか、そんなこと聞いているのではないのです。試算すれば誰でも出てくるのです。見解の相違ではないと思うのです、僕は。単純にこの資料を見たら、令和6年と令和7年の契約ベース13億3,800万円になります。その2割カットは、この2億何ぼで間違いないですかというのを確認しているのです。ところが、一生懸命、答弁で令和6年の数字がどうのこうのと言われても、余計みんな分からなくなる。町民はそんなレベルでは物事判断しません。

だから、足りなくなるのか、ならないのか、今努力していることは僕は分かります。理解します。それから令和6年度の分、令和7年度で予算がついてくるのかどうか、これも努力をされている。それは重々分かる。けれども万が一足りなくなった場合はどうするのですかということを知っているのです。違いますか。全然ずれているのだ。一生懸命令和6年の数字がこうだこうだと言われても、そういうことを知っているのではないのです。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 若干答弁の視点が、議員の質問とは、ずれがあったことはお詫び申し上げます。

単純に補助金が減ったということであれば、南谷議員が言われる数字になります。ただ、先ほどから申し上げていますのは、まだ国の交付金、それから道の補助金、これは道の補助金というのは国に連動して、国の交付金があれば道のほうも自動的に計算して下がるのですが、その部分の確保については、町長も中央要望と一体しまして、6年度の補正予算、もしくは7年度の当初予算で確保をお願いしたいということで、要請活動を行っております。

これは議員ご承知のとおりだと思いますが、それと、ちょっと町民の方にも分かりにくい説明であったかなとは思いますが、2カ年の事業、継続費と、町のほうで大型の事業を行うときは、単年でなかなか財源の確保とも難しく、それから工期の設定も難しいため、2年間にわたって事業を行いますけれども、その場合に、国のほうは6年度、7年度、それぞれ別に交付決定を行います。先ほど危機対策室長と私が申し上げたのは、今現在は6年度しか出ていないので、7年度が出ないとちゃんとしたことがまだ言えないという部分で、6年度のあくまでも状況を説明させていただいたところでございます。ですから、南谷議員の御質問と若干答弁に差異があったことは大変申し訳ございませんでした。

ただ、財源の確保については、現在、基本的には国の補助金で確保をするという方向で、補助金としてもらったほうがいいわけですので、そういう動きで行っていますが、万が一補助金につかない場合、来年も例えば9割とか8割とかになった場合は、緊防債という手だてもございますので、そういった部分も当然財政含めて、担当課含めてそういう検討をさせていただきますので、財源の確保についてはしっかりと行っていきたいと考えてございます。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 僕が聞いているのは、一番最後の部分なのです。たったそれだけについて言ってくれば、今、工事をやっているよその自治体は、事業を縮小しているのです。厚岸町は2カ年だけども、どうなのだとことを聞いているので、令和6年の数字がどうだとかこうだとかといって、もう既に発表しているわけです、総事業費を。契約もしているし。そういう中でそういうことを言われても、努力していることは分かる。皆さん一生懸命陳情して、減額にならないように努力中だ、そのことは重々分かります。これからも頑張ってください。

けれども、万が一の場合については、今言われた緊防債にするのか、何かの借入れ財源を作らなければならない。でなかったら、やめなければならないわけだから、きちんと作ります、そのことの確認と、財源が万が一、まずはどんなことがあっても今の当初の予定どおり進める、これは第一主義だと思います。至上主義で頑張ってください。けれども、万が一、町民としては不安、よそが縮小しているわけだから、そういう場合に向けてどうするのだとことを尋ねているので、令和6年の数字がどうだとか、こうだとかといって、分からない、はっきり言って。それだと困ります。もっとスムーズな答弁をしてください。

次にまいります。運営の管理先なのでございますが、指定管理は実績のある商工会で検討をされている。それから、また施設の利用については、先ほどの答弁で、基本、現状、他の施設と同様に、同じように施設の条例に基づいて、これからの物価高ですから、その辺については変動はあるかもしれないけれども、大きく変わらない基本姿勢で利用料を設定すると、こういうふうに理解をしたのですが、よろしいですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ただいまのご質問がありました利用料につきましては、他の公の施設、さらには今の改善センターの利用料、こちらを参考にして、あくまでも今お出しした数字というのは概算ではございますが、大きな差がないように設定をしようと考えておりますが、算定基準も含めた中で再度検討はしていきたいとは考えております。やはり町民の皆さんが使いやすい施設にするという意味では、安価な設定というか、他の施設と近い形で設定はしていきたいと考えてございます。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 順番がちょっと逆になり、申し訳ございません。建物の発注については、厚岸町は一つの建物でございますので、ほかの近隣の町は基数、建物の数と分割ができるので、そういう数量を議員をおっしゃられるように減らしてやっていますが、厚岸町は一つの建物でございますので、継続費という形でさせていただいておりま

す。既に発注も一部を除いて終わっております。

財源の確保については、議員おっしゃられるように、町長の答弁にもありましたが、国の動向をしっかりと注視しながら、財源の確保には努めてまいりたいと考えてございます。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 運営費についてでございます。指定管理分が主になると思われまじけれども、先ほど運営費が910万円で1年間の施設維持費は134万円、合計で約1,044万円という答弁がございました。おおむねこのくらいのものを想定されていると、よく出してくれたと思うのですが、まず従来の施設と比較して、今現状、生活改善センターでどのくらいかかっているのか。新しいものは、今の答弁ですと1,044万円かかる、これと比較して現状どのくらいになるのか。今、分からないのです。改めて恥ずかしいのですけれども教えてください。生活改善センターの運営費含めて、維持費というのは、どのくらいなものでしょうか。

それから、先ほどの答弁でありました。商工会に指定管理をさせると。そうすると電気代、今までは建物はちょっと離れていたのですけれども、今度は建物の中で。そうすると、油代とか電気代とか、そういう部分のきちんとした、それぞれの商工会の実際の運営、維持費の部分と施設全体の中で、同じ建物の中ですから、その辺についてはどうなりますか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、ご質問にありました指定管理料の910万円でございますが、現在の指定管理料といたしましては525万円、これが現在、令和6年度の指定管理料ということになります。

なぜこのように今回お示しした数字が増えているかと言いますと、基本的な人件費や福利厚生費、その他事務費などはおおむね同じ金額でいけるということで、商工会のほうとは既に打合せ済みであります。ただ、増える要因といたしましては、やはり施設の電気料、光熱水費の分、この辺が増えるであろうという、あくまでも見込みの数字です。現在も前年度の実績数字において毎年更新して契約しているものですから、あくまでも想定ですけれども、初年度は想定のコストでの契約になっていくということは想定しております。

それから、施設の維持費ですけれども、現在の施設は、今、建設中の施設よりはかなり設備的には小さい、少ないものでありますので、現在年間かかっている維持費ですが、電気設備の保安管理業務で約4万円、それからボイラーの補修点検で5万5,000円ということで9万5,000円、その程度であります。新しい施設になりますと、1回目の答弁にもありましたが、エレベーターであったり、あと電気設備もかなり大きくなりますので、そういった部分がやはり大きくなるというふうな試算をしています。ただ、こ

の試算についても、現有の類似施設を参考に導き出した数字でありますので、今後変更の可能性はあるということです。

それから、商工会の電気代とか光熱水費の関係ですけれども、建物自体は一つの敷地で一つの施設で一つの受電しかできないということで、契約は一本になります。ただ、そのすみ分けをするために、商工会の事務所の分の電気代がはっきり分かるような小メーターを設置することとしております。そこで料金をきちんと分けると。あと、水道代につきましても、メーターを分けて設置するというので、きちんと料金のすみ分けができる。あと、この施設はA重油になるのですけれども、商工会の入る事務所については、重油を使った暖房を使わないため、商工会が支払う光熱水費としては、電気代と水道代、こちらの二つになると現在予定しているところです。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 商工会との関わりについてお尋ねいたします。

商工会で指定管理を想定されております。新たな施設、防災施設もありますし、規模も大きくなる。しっかりと商工会のほうとこれから十分な協意を重ねられて、町民が施設利用して感謝されるような施設運営に努めていただきたいと思います。いかがですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 商工会のほうで指定管理していただくことになった際には、当然、利用者に対する利用の受付事務、それからもろもろの管理業務といった部分では、綿密に町としても運用の仕方について協議を行いながら、町民が使いやすい施設にできるように我々も考えていきたいと思っております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 2項目め、町内の道路整備についてお尋ねいたします。

先ほどの答弁であります。町道のほうなのです、奔渡の。先ほどの答弁ですと、補修工事を行います、これは当然です。適切な維持管理に努めるとともに今後の対策について検討してまいります。どんなふうに検討するのですか。検討するということは、ここではやらないと。違いますか。いかがですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

今後の対応ということでございますが、まずは年内にわだち掘れが大きいところを直営で補修作業を実施する予定となっております。今、その山側の車道がわだち掘れが大きいということでございます。その車道につきましては、下に下水の管が埋設さ

れておりまして、その部分が埋まっている高さが低いということもございまして、舗装が浮き上がっている状況も確認されております。

今後としましては、今の現状を確認して、途上の状況を確認しながら、今後の対策について検討していきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 どうして1回目の答弁でそういうふうに来ないのですか。そうしたら何も質問しません、再質問。検討しますと、今の答弁とで随分差があるのではないですか。これから検討しますと。おたくらの頭では分かるかもしれない、僕の頭では分からないです。何を検討するのだ。応急処置はします。僕は理解できないです、検討しますだけでは。こういう答弁は困ります。

議長、今後についてきっちり指導してください。検討します、それで終わるのです。やりますから。検討するということは、検討してやらないかもしれない、いろいろ条件が悪くて。検討するというのは協議する、当然だと。できるのか、できないのか、聞いているのです。

次にまいります。湖北地区の漁港道路の整備でございます。

これは道の関係もあるので、一生懸命、北海道に要望をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ご質問の点につきましては、既に振興局の水産課にも報告済みでございます。早急な対応が図られるよう、今後も引き続き要請をしてまいりますので、ご理解をお願いします。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 3 項目め、温水プールについてお尋ねをさせていただきます。

温水プールの利用は、私も意欲的に健康増進を目的に利用されていると感じております。特に受入れ状況、スタッフの声がけ、働いている皆さんがしっかり指導したり、監視をしております。利用者も非常に感謝をして、今後も続けていただきたいと思います。

その上でお尋ねをさせていただくのですが、トレーニングルームの利用状況でございます。資料も頂いたのですが、コロナ禍前から令和5年度の実績、156人まで落ち込んでおります。これは明らかな事実でございます。

オールシーズンに向け、利用者の増加に取り組んでいくとの答弁でございますが、ここも検討なのです。どんなふうに検討するのですか。何を検討するのですか。全く理解ができません。検討します、検討しただけ、駄目です。僕は、今の利用状況では、オールシーズンやる、温水プールは一生懸命やっている。けれども、答弁にもありました。

あそこにトレーニング室があることが分からない。まさに自分で言っているのではないですか、答弁で。PRします。あそこにトレーニングルームがあることが町民に多く知らされていない。それでPRに努めます。これでは、やはりもっと真剣に答弁してください。

それとPRに努めます、厚岸町生涯学習情報紙、これです。私も町からのものだから、よく見ます。けれども、この中にだってトレーニング室についての健康増進については、ほとんど過去にも記載がありません。温水プールはあります。どうですか。ないです。

それからこれ、「LL TIMES」。これ毎回見るのだけれども、僕はこの名づけについて、どういう意味なのか理解できないのです。皆さん分かりますか、職員の皆さん。皆さんは全員分かっていると思うのです、この文言が。僕は、残念ながら分かりません、この意味が。TIMEは分かる、TIMESは。けれどもLL、これを発行されたときにいろいろ事情があって名づけたと思うのです。けれども、残念ながら僕はこれは分かりません。この意味について、まず教えてください。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（車塚課長） ご質問者のご指摘にありましており、検討という形は取らせていただいておりますが、まずトレーニング室につきましては、担当の者として、PR不足だったことは否めないと感じております。その上で、今回答弁の中でも書かせていただいているのですが、我々のほうでもいま一度ホームページやチラシ等を作らせていただきまして、そういうもので町民の方々に広く知っていただく取組を、まずはそれが先決かなと思ひまして、このように説明させていただいた経緯がございます。

また、先ほどお話のありました「LL TIMES」です。こちらでも内容を変えた段階で、そちらのLLの意味も掲載せず発行していた部分もございました。意味はライフ・ロング・ラーニングということで、生涯学習、長く学習の場を持つということで、生涯学習の英訳なのですが、そちらも「LL TIMES」の表紙に簡単に分かりやすいような一文を入れて改善していきたいと思ひます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

- 南谷議員 これは恥ずかしながら僕が分からないから、勉強不足かもしれないです。けれども、やはり何年もたってしまうと、若い人とか町民でも、よそから来た人はなかなか理解できない。だから、たまには分かるようにしてほしいなと。

本題に戻ります。あみかのほうに、自転車というのですか、あそこに5台か6台くらいあったと思うのです。ところが、トレーニングルームにはないのです、1台しか。そうすると、せっかくあそこに行く利用者は3人とか5人とかで行くのです。1人で行く人もいますが、そうするとやはり1台だとなかなか大変だ。それであれば、私はあみかで5台あるのであれば、1台くらいは融通し合ってもいいのではないかと。あっち

に5台、こっちに1台、確かに町としては問題あるかもしれないです、移行するという事は。けれども、2台あれば友達と2人でやれるとか、待たなくてもいいとか、そういう工夫というのはお金かけなくてもできるのではないのか、そういうことがやはり大事でないかと。

それと検討するというのですけれども、あそこに翔洋高校もあります。そうすると、高校生が一番身近にいる。それから若い女性や健康増進、いろいろ考えている。こういうことも、来てもらえるようにでなくて、利用する人がどういうニーズなのか、やはり作ったときとは違っていると思うのです。指導者も含めて、当初はこの健康ルームを作る趣旨というのはあったと思うのです。その原点をやはり変えなければならない、利用者増のために温水プール1本で行くのか、プールの利用者がもっと、そこも利用できるとか、そういうことについて再検討を僕はしなければ駄目だと思うのです。でないと、部屋あるだけ、それではまずいと思うのです。きちんと検討してください。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） ご意見ありがとうございます。手短に申し上げさせていただきます。

まず、あみかの機械なのですが、今回ご質問いただいた段階で、あみかのほうにも見学、見せていただきに参りました。かなりの町民の方、利用している姿を拝見させていただきまして、ちょっと簡単に移動すると、今まで利用していた方の配慮というものもあるかと思いますので、適材適所というわけではないのですが、この町内でどういう施設にどういうものがあるのか、置くべきなのかということも含めて、そこはもう一度ちょっと検討させていただくと。

もう一つご意見いただきました翔洋高校。実は、早速ですが、このご質問を受けて、翔洋高校にも、ぜひこういう施設があるのでトレーニング室も設けてますということで、学校に問い合わせている経緯もございます。こういうふうに関係の中で近隣の施設を使っていたくというふうにも、こういうことでPRも進めていきたいと思しますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、8番、石澤議員の一般質問を行います。

8番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問します。

最初に、高齢者や公共交通不便地域の移動支援についてです。

高齢になっても住み慣れたところで自分らしく生活したいと思っている人や介護認定になっていないが外出に不便を感じている人を支援するために、福祉交通回数券の増額を考えられませんか。

それから、デマンドバスが始まって6年が過ぎ、当初よりも利用者の健康状態や生活体系が変化していると考えられます。自宅までの送迎も含めて運行を見直す必要がある

と思いますが、どうですか。

次に、マイナンバーカードの健康保険証についてです。

厚岸町でのマイナンバーカードの申請者数と率及び交付数と率、並びにマイナンバーカードの健康保険証利用者登録数と率及び交付数と率はどうなっているのか。これまで、町民がマイナンバーカードやマイナ保険証に関するトラブルがあったという事例はあるのか。

マイナンバーカードやマイナ保険証の取得は任意であり、強制されません。また、マイナ保険証を取得しない場合、資格確認書が本人の申請により交付され、現行の保険証と同じ役割をすると認識していますが、そのことを町民の方々へしっかり周知する必要があると思いますが、周知等の必要性、その方法等について町はどのように考えていますか。

次、現行の保険証の発行廃止により、限度額適用認定証、特定疾患療養受療証、公費医療券などは変更があるのですか。

法の改定によって、短期保険証及び資格証明書は廃止されると窓口で全額支払いになってしまいます。短期保険証、資格証明書となっている人は、低所得者が多いと考えますが、救済する手だてが必要と思いますが、どうですか。

次に、オスプレイの訓練中止をです。

過去の墜落の原因究明もされていない中、自衛隊のオスプレイの訓練が8月21日から8月22日に道内で実施されました。今回は丘珠、旭川、帯広の各駐屯地で行われましたが、町民との安全と平穏を守るために全面的な訓練中止を申し入れるべきと思いますが、どうですか。

最後に、日米共同訓練についてです。矢臼別演習場での日米共同訓練が拡大されます。町民の安全を無視した輸送訓練も行われています。日米共同訓練拡大の中止を求めるべきと考えますが、どうですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の高齢者や公共交通不便地域の移動支援についてのうち、（1）の「福祉交通回数券の増額をについて」であります。福祉交通回数券は、以前は高齢者のバス回数券として、積極的な社会参加を促進するとともに、健康と福祉の増進を図ることを目的として、釧路市内の医療機関への通院などに使用できるようバス路線利用に合わせ実施していましたが、その後、居住地域の違いや多様な利用目的に合わせ、ハイヤー、福祉有償運送、デマンドバス、鉄道においても使用できるとし、券面額についても令和3年度に5,000円から用途の拡大に伴い7,000円に増額してきたところであります。

ご質問にある券面額の増額については、近年、公共交通機関の運賃は値上げの傾向にありますので、自動車運転免許証返納者支援やデマンドバス等の利用促進、他的高齢者支援施策との均衡に留意しながら、券面額の増額を含めた支援策の充実について検討してまいります。

次に、（２）の「デマンドバスの運行を自宅までの送迎も含め見直す必要があると思うが」についてであります。現在、デマンドバスは５路線あり、その全てを路線型として経路と時刻を定めて運行しております。

厚岸町では、限られた地域の交通資源を最大限に生かし、町民の移動手段として持続可能な地域公共交通を構築し維持していく必要があるため、平成30年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、厚岸町地域公共交通活性化協議会を設立し、路線バスとの重複やハイヤー運行との明確な差別化、地域の交通資源である運転手等の確保を図り、町が運行するデマンドバスを路線型としたところであります。

このため、現行のデマンドバスの運行については、道路運送法上、個々の自宅までの送迎はできなく、運行形態を変更する場合にあっては、既存の交通事業者の理解の下、厚岸町地域公共交通活性化協議会の承認を得た上で道路運送法に基づく変更手続をする必要があります。また、各交通機関の維持と運転手等の確保を考慮すると、容易な変更は困難であります。今後の在り方については、交通事業者や利用者の意見等を把握した上で、地域住民が利用しやすい交通網の在り方について厚岸町地域公共交通活性化協議会で協議していただきたいと考えております。

続いて、２点目のマイナンバーカードの健康保険証利用についてのうち、（１）の「マイナンバーカードの申請者数と率及び交付数と率、健康保険証利用登録者数と率及び交付数と率は」についてであります。８月31日現在の総務省の公表値では、当町におけるマイナンバーカードの申請件数は6,835件で、総人口に対する割合は81.4%、このうち交付枚数は6,692枚で、交付率は79.7%であります。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用登録については、マイナンバーカード所有者が、それぞれの意志により、役場窓口、医療機関、薬局、マイナポータルサイト、セブン銀行ＡＴＭで登録が可能であるため、町民全ての登録者数を把握することはできません。町で把握可能な厚岸町国民健康保険では、６月１日現在で被保険者2,267名中1,406名、62.0%、北海道後期高齢者医療保険では、７月31日現在で被保険者1,727名中1,042名、60.3%の登録となっております。

次に、（２）の「町民がマイナンバーカードやマイナ保険証に関するトラブルにあったという事例は」についてであります。現在のところ関係窓口では、トラブルに関する報告は受けておりません。

次に、（３）の「マイナ保険証を取得しない場合、資格確認書が本人の申請により交付されることを町民へ周知する必要があると思うが、周知等の必要性、方法等について町はどのように考えているか」についてであります。資格確認書については、マイナ保険証でオンライン資格確認を受けることができない方に対し交付する保険証と同様の扱いとなるもので、マイナ保険証を有していない全ての方へ申請によらず交付するため、紛失等による再交付以外での申請は不要となります。

また、保険証の廃止に伴うマイナ保険証への移行は、社会的にも大きな関心がもたれており、当町では制度の説明と今後の取扱いについて、国民健康保険、後期高齢者医療保険の各保険証を送付した際にチラシを同封するとともに、８月上旬からは町ホームページ、町広報紙では９月号において周知をしてきたところで、今後も周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、（４）の「健康保険証の発行廃止により限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、公費医療券などは変更があるのか」についてであります。限度額適用認定証、特定疾病療養受療証については、国民健康保険のマイナ保険証の場合は、マイナ保険証と連携されているため交付は不要になりますが、本人からの希望があれば引き続き交付をすることが可能となっております。

また、資格確認書の場合は、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の内容を併記をする書式と、併記をしない書式が国から示されていて、各保険者が決めることとなるため、厚岸町国民健康保険では、他の保険者の動向や被保険者の利便性、保険事務の効率化を考慮して書式を決定したいと考えております。

なお、後期高齢者医療保険では、限度額適用認定証が廃止されるため、マイナ保険証に連携、または資格確認書に記載されることとなります。

特定疾病療養受療証については、これまでどおり交付することとなりますが、マイナ保険証に連携、または本人の申請により併記をした資格確認書の場合は、医療機関への提示は不要で、併記をしない場合は、特定疾病療養受療証の提示が必要になります。

また、生活保護世帯に交付している公費医療券については、現在、北海道においてマイナ保険証との連携について検討しているとのことですが、時期は未定とされており、当分の間は、これまで同様に交付事務を行うこととなります。

そのほか、町が実施する子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費の助成に関する受給者証、及び養育医療券については、マイナ保険証、資格確認書ともに、これまでと同様、受給者証等を交付することとなりますが、デジタル庁では医療費助成の受給者証等についても、マイナ保険証との連携について先行事業を実施している段階であり、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、（５）の「短期保険証、資格証明書が廃止されると窓口で全額払いとなる。対象者は低所得者が多いと考えるが、救済する手だてが必要では」についてありますが、短期保険証については、特別の事情もなく過年度分の保険税を滞納している世帯に対し、通常の窓口負担で、有効期間の短い保険証を交付することで、滞納者との接触の機会を増やし、納付相談や指導を行うため交付してきましたが、本年12月2日の保険証の廃止に伴い、短期保険証は廃止となります。

一方、長期にわたる保険税滞納者に対し納付を促す取組として、療養費等の支給を医療機関等での窓口払いを全額負担とし、償還払いをする特別療養費の支給となる被保険者資格証明書については、保険証の廃止に伴い廃止されることとなりますが、これに代わり療養費の支払いは特別療養費に変更する旨の事前通知を行うこととし、マイナ保険証またはその旨が記載された資格確認書により、医療機関を受診することとなります。

このため、短期保険証及び資格証明書の廃止に伴う医療機関の窓口負担に変更はありませんので、負担の公平性の観点からもこれまでと同様、特別な救済措置を講ずる考えはございません。

続いて、3点目のオスプレイの訓練中止について、「町民の安全と平穏を守るため、全面的な訓練中止を申し入れるべきと思うがについて」であります。町では、これまでも日米共同訓練でオスプレイの飛行訓練を行う際は、矢臼別演習場周辺4町で構成する矢臼別演習場周辺自治体協議会により、地域の皆さんの安全・安心の確保を図ると

もに、国の責任において徹底した安全対策を講じることなどの要請を行ってきたところ
であります。

オスプレイについては、昨年11月末に鹿児島県屋久島沖合で米空軍横田基地所属の機
体が墜落するなど、飛行訓練に対する安全性への信用を損なう事故が発生しております
ので、今後、矢臼別演習場等において訓練が行われることとなった際には、地域住民の
不安解消が図られるよう、改めて矢臼別演習場周辺自治体協議会を通じて安全対策のさ
らなる徹底や地域の実情に配慮した実施を求めていると考えております。

続いて、4点目の日米共同訓練について、「矢臼別演習場での日米共同訓練が拡大さ
れている。訓練拡大の中止を求めるべきと考えるが」についてであります。矢臼別演
習場における日米共同訓練については、国による防衛政策として不可欠であると理解す
る一方で、地域の皆さんにとっては、依然として事故の発生や騒音、振動等に対する不
安が強くあるものと認識しております。

近年では、実弾射撃訓練に加え、矢臼別演習場及び計根別場外離着陸場において、オ
スプレイ等の輸送機を使用した物資輸送訓練などが行われております。

特に、オスプレイを使用した訓練については、固定化、常態化されることがないよ
う、これまでも矢臼別演習場周辺自治体協議会により要請を行ってきたところではあり
ますが、安易な訓練の拡大は認めず、国の責任の下、適切に訓練が実施されるよう、今
後も要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（大野議員） 昼食のため、休憩いたします。石澤議員の再質問は、休憩後とい
たします。

再開は、午後1時とします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

石澤議員の再質問から始めます。石澤議員の残り時間、37分です。

8番、石澤議員。

- 石澤議員 それでは、福祉交通券の増額のところからいきたいと思います。

令和3年度に5,000円から7,000円に増額してきたということですが、今、だんだん本
当に免許証を返納して、だんだん自分は運転しない人という人が確実に増えてきている
のと、それからバスが通っていないところもあります。バスがほとんど通っていないと
ころ。住の江とかそれから上のほう、山の手というのか、ああいうところ。バス路線か
ら外れているようなところもあります。そういうところの人たちは、車がなくなれば、
歩くか、誰かに乗せてもらうか、あとはタクシーを頼むかということになると思うので
すが、タクシーを頼むにしても、今、全部値段が上がっていますので、7,000円であれ

ば、汽車に乗るにしても、先ほど言っていましたけれども、いろいろなものが上がっているのを検討したいということを言っていましたけれども、それも含めて少し考えてもらえないかと。本当に前向きに、どういうふうに検討するのか、ちょっと前向きに考えてほしいのです。それで、この近辺でいえば、別海町では2万円、それから根室市は1万8,000円、そういう福祉交通券を出しています。そういうがあるので、それも含めて検討していただきたいのですが、どんな形で検討するのか教えてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

福祉交通回数券につきましては、1回目の答弁のとおり、利用しやすいようにいろいろなものにしました。それから金額も増額してきた経過です。その中で、現在使われている状況を、これは毎年確認をしているところなのですが、現在、ハイヤーの利用率がとても高くなっているということが分かってきています。当初は、ハイヤー券を始めた頃は、バスが半分、ハイヤーが半分くらいな感じだったのですが、現在はバスが4分の1程度、ハイヤーについては6割程度の方がハイヤーを使われているということ、それともう一つは、4月に配布を行いまして、最初の頃どんどん使っていく状況で、それから年度末にかけて、2月、3月にかけて残っている券を使っていくということで、使う月には100万円を超える、使わない月には五、六十万円ぐらいの、うちのほうで業者に支払う金額の推移がそういう状況になっているという傾向も見えています。

答弁にあったとおり、令和3年に7,000円に上げた以降、令和5年の9月にはハイヤーの料金が初乗り640円から700円と変わっている。それからJRにつきましても、令和7年4月に値上げがもう予定しているということがありますので、7,000円がこれまでやってきた十分な額ではないということは徐々承知しております。ただ、町ではこれまで行ってきた公共交通に対する助成支援という部分は、交通費の全額ではなくて一部を支援していくというような考えから、どの辺の水準がいいのかということも勉強させていただきながら、増額を検討したいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 生活している今の状況で物価も上がっていますし、交通費も上がっているということで、本当に大変になってきているのです。ひとり暮らしの方も増えていますよね。だからそういう意味では、その人たちが外出をするということでメリットはあると思うのです。閉じこもりにならないとか、簡単に行けるところで、例えば歩いて行って、そしてそのところで帰りはタクシーで帰ってくるとか、そういうようなことも可能になると思うのですが、ちょっと7,000円であっては、正直な話、使い勝手が悪いと思います。ですから、他の町村みたく2万円、1万8,000円でやっているところがありますし、それもちっと工夫していただければ、元気な高齢者が増えたほうが医療費もかからないですから。だから、そういう意味ではちょっと一工夫してほしいと思います。

それで、いろいろなところの取組もあります。ハイヤーの利用サービス券を、ハイヤ

一を利用するような取組も会員券にしてやっているようなところもありますから、もう少し動きやすいような、自分でお金を出して動くということは、本人にとっても、送ってもらうとか、それから子どもたちに世話になるというのは、ちょっと心苦しいところもいっぱいあるみたいなのです。だからその辺も含めて、もう一度検討してもらいたいと思います。

それで次、デマンドバスに移ります。

デマンドバスなのですが、自宅までの送迎ということなのですが、最寄りの自宅のそばの道路までということなのですが、それよりも、道路よりもずっと離れているところとか、そういう場合はどう対応するのですか。元気なうちにはいいのです。自分で自転車で来るとか、時間決まっていますから。けれども、そうでなくて、どうしてもそこまで行くのに時間かかるとか、足を痛めているとか、そういう場合はどう対応するつもりでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） デマンドバスですので、最寄りの停留場まで、当然何らかの方法で、自転車なり、徒歩なりということで来ていただくというのが大前提であると考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 だから、それができる人だったですね。6年くらい前はそういう人だと思っています。今の時点になって、それが可能にできない人、例えば誰かに送ってもらわなければできないとか、それからそこまで本人は行きたいけれども、そのデマンドバスの停留場までよりもずっとはるかに遠いところから来なければならない人も全部見たらあるのです。であれば、デマンドバス自体がそこに入って行って送迎できるとかすることはできないのですか。ほかのところはやっています。その人の自宅まで送迎しているということをしています、ほかの町村では。

そういうことも考えてやらないと、本当に高齢になって、ぼつんと一軒屋ではないですけれども、1人か2人で高齢者で住んでいるところに、それから頑張ってお前さん出てこいやと、途中で熊に食われたらどうするのですか。これは余計なことですが、それも含めて、もう少しその人たちの健康状態とか、それから家族の状態も含めて検討する必要があると思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

現在のデマンドバスは路線型ということで、議員も重々理解はされていることとは思うのですが、質問にあったように、スタートから6年がたって、それぞれの生活体系が変わったということは当然理解はしますが、ただ個々の状況については、我々も

押さえている状況には現在ございません。

それで、玄関先まで行くということになりますと、当然エリア型という路線体系にしなければならないというのが大前提であります。これを移行するためには様々な手続がありまして、協議会の中で当然承認をもらうのもそうですし、国の認可をもらわなければならないというのは大前提であります。

そういった意味では、移行にする、しないは別にしましても、まずは、我々としても実態をもう少し把握する必要は当然あるとは考えております。おっしゃられたように、停留所まで距離があって自分で歩いて行くことはできないという方が実際どのくらいいるのかというのは、正直押さえてはおりません。個別でたまに相談いらっしゃる場合もありますけれども、あくまでも個々の分であって、相対的な部分というのは押さえていないというのは現状でありますので、そういった部分からまず調査していく必要はあると考えております。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今、町民課長答えたのは、これから調査をやってみたいということでございます。ただ、今現在、路線型で組んだというのは、運転手の確保という部分で、現在、デマンドバスはスクールバスの運転手を兼ねております。その空き時間を利用して路線型という形で走っているものですから、なかなか一軒一軒個々に回った場合にダイヤが組めるかという問題も出てきます。その辺も併せてちょっと検討させていただければと思います。

●議長（大野議員） 8 番、石澤議員。

●石澤議員 やはり今使っている人たち、今困っている人たち、その人たちに寄り添って、そして路線を考えてほしいと思います。

それで、これは鶴居の話を聞いたのですが、鶴居でデマンドバスをやっているところは、運転手にメールというか電話して、その日のうちに、次の日に来てもらうとか、それぞれ、今度、根室で始まるのはA I、根室でA Iを使った配送をするとかいろいろなことをやっていますので、厚岸町も前もって結構進んでやっていますので、その辺も今使っている、今本当に困っている人たちに寄り添った形でぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に移ります。マイナンバーカードです。

マイナンバーカード、前にもやっています。やっているのですが、マイナンバーカードの問題点はいろいろあって、心配なこともいっぱいあるのですが、今回、町立病院から、町報に入りましたよね。「町立病院からのお知らせ」というのと、それからこれは8月に入ったのか、「保険証の新規発行を終了します、令和6年12月2日」というのがあったのです。これを見た方から、もう保険証はなくなるのか、どうしたらいいのだというようにお電話があったのです。これをよく読むと、資格確認書がありますよということなので、よく読むといいのですが、これを見た瞬間に、わあ、俺困ったなど

いう、それから申請をどこにするのだみたいな感じのことがあったのです。「保険証の新規発行を終了します」とここでバーンとこういうふうに出ると、これだけでもう駄目なのだという感じの人がいたということなのです。だから、もう少しこの辺の工夫をしてほしかったと思います。

それから、この中でマイナ保険証の受付の流れが変わりますというのがあるのですが、こうやって読んでみると、最後に「マイナ保険証を利用しない場合も受付の流れが変更となりますのでご注意ください」、そういう形で、そうしたらこれなら俺はどうしたらいいのだろうというのがあるのですが、こういうことに対するお知らせというか、そういうのはどういうふうにしてやっていくのですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） まずもって、広報8月号での周知につきましては、若干分かりにくかった部分があったというご意見があったということは、率直に今後反映させていきたいと思っております。今後の周知につきましては、今、9月号にも広報紙、小さいですけども載せてはいるのですが、今後もう少し、実は国からそういう制度的なのが、まだまだ情報が全部来てないという状況がありまして、我々も今、取扱いについていろいろ調べているところではあるのですが、11月号には再度、もう少し分かりやすいということと、あと分かりやすく知り得た情報を再度広報紙によって周知はしていきたいと思っております。それに併せてホームページも随時更新していくということでは考えておりますし、新たな情報が入り次第、特にホームページは常に更新できるようにはしておきたいとは考えております。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 私からマイナ保険証ですとか、手続の関係でお話しさせていただきますけれども、今回広報紙に載せたのが保険証の確認の手続が順番が変わりますというお知らせであって、マイナ保険証でなければ駄目だとかそういうわけではございませんので、その辺ちょっと御理解いただきたいと思います。まず病院に来たときに最初に受付をしていただいた後に、すぐ保険証を確認していただいて、どちらなのかということを確認するだけということになってますので、マイナ保険証の方はマイナ保険証で確認しますし、それ以外の方はそれ以外の保険証で確認させていただくという手順になってございますので、そういったお知らせをさせていただいたということでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 それで、この中にこれからもあると思うのですが、子どもの医療費受給証などということで、子どもの医療費のことなどもありますので、それも別に子どもの医療費受給証を交付することになりますとなっているのですが、マイナ保健所の連携につい

て、先行事業を実施している段階で今後の動向を注視していきたいと考えていますとなっています。どんな変化があると捉えたらいいのですか。この子ども医療費、今無料でやっていますよね、厚岸で。それはできなくなるとか、そういうことではないのですね。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 現在デジタル庁で先行事業として、何市町村かちょっと数字は分らないのですけれども、全国で先行事業を実施しているということではありますが、今おっしゃられた子ども医療費等の受給者証については、制度自体が変わるわけではなくて、マイナ保険証にひもづけるかどうかといった部分の先行事業でありますので、制度自体が変わるというものではございません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 マイナ保険証にひもづけるかどうかということですが、それは個人がどうするかです。マイナ保険証にひもづけないと、そういう医療費の助成なんか受けられないということにはならない。もしかしたら、なるのですか。もし、なるとすれば大変なのですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 説明がちょっと足りなくてすみません。ひもづけるかどうかは当然本人の意思になりますし、制度自体が変わるものではないので、これまで同様の制度ですので、医療費の助成はこれまでと同様に受けられるということだと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 どうしてもこういう強制的なテレビの宣伝を見ていると、何かマイナ保険証にしないと駄目みたいな、そんな感じがしますので、そういうことがないということも、そうではないのだということも知らせていただければと思います。

さっきありましたマイナ保険証、これ「町立病院からのお知らせ」の中にあつたのですけれども、マイナ保険証を利用するメリットというのがあつたのです。この中に質の高い医療を受けることが可能、患者が同意した場合、他の病院のどうのこうのと書いてあるのですが、これ、お薬手帳とか、今でも問診とかでやっていることではないですか。それともまた違うことができるということなのですか。

それともう一つは、保険診療費の窓口負担が割安になるとあるのですが、これはどういうことなのでしょう。同じように保険料を納めているのに、これはどういうことですか。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） マイナ保険証を今回お知らせさせていただいた中で、まずメリットと言いますか、ただ、このマイナ保険証を使うことによって、その登録状況、その方の健康診断の状況ですとか、お薬がどういうお薬が出るかというのを1回1回先生方が確認しなくて、その保険証を通すだけでカルテに全部出てくることになりますので、その段階でいろいろな、こういう薬をもらっているのだったらこうだねだとかという先生との診察のやり取りが簡単にできるということのメリットがあるということが、まずマイナ保険証を使うメリットとなつてございます。それと併せて、健康診断をいろいろなところで受けていると思うのですが、そういった健康診断のデータとかも今後それが活用できるということになるのがマイナ保険証を使った場合のメリットということになります。

それともう一つ、お安くなりますというのは、言葉が適切かどうかということもあるのですが、基本的には診療報酬上で、マイナ保険証を使った場合の診療報酬上の点数が幾ら、それ以外の保険証を使った場合の点数が幾らというのが決まっております。その差でもって、それぞれによって私たちが診療費としていただくものですから、その点数のつけ方がマイナ保険証のほうが低いので、要はそちらのほうが安くなる、通常の診療保険証よりも安いですというふうに理解していただければと思います。そういったその診療報酬上の点数が違うので、そういった差が出てくる。ただ、同じ診療を受けるのは一緒なのですが、その保険証の種類によってそう変わりますと。これは国のほうの診療報酬の決定ですので、それを我々はそれに従って料金を頂くということになってございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 何かいいことばかり言ってますけれども、他人の名義にくっついてたとか、そういうことも実際起きてますし、結構大きなトラブルも起きてますから、マイナ保険証の問題は大きいと思うのですが、この中で、最後ですけれども、保険証の廃止、特別療養費に変更する旨の事前通知を行うこととしてなっていますが、本当に短期特別療養証を発行する場合に、この人との相談とか、それからどうして滞納したとか、そういうような事前的な対応、相談というのを受けた上でやるということなののでしょうか、これは。こういうのを見たら、負担の公平性の観点からこれまで同様特別な救済措置を講ずる考えはございませんとばつさり切られたのですが、困っている人たちだと思うのです。中には分かりません、変な人もいるかもしれないのですが、そういう人たちに対してどういうふうにするのかということ、それを聞きたいのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 特別療養費に変更する旨の事前通知を行って、その上で資格確認書により今後受診してもらうということになります。長期間滞納している方はです。これまでも発行していた被保険者資格証明書というの、もともとは長期間滞納していて、再三、役場からの問いかけにも応じていただけない方、こういった方がこれらの証明書の対象になる方なのです。こちらから相談を持ちかけても、相談にすら乗っていただけないといったような方が対象になりますので、それに関しては名称とか取扱いは変わりますが、これまでの町の取扱い方は変わることはないといったようなことになりません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 こういう方たちは、前にも聞いたのか、厚岸町に今何人くらいいるのですか。こういう発行しなければならない方というのは、何件くらいあるのでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 現時点で押さえている数字でいくと7名になります。7世帯です。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そういう方たちに対してこれからも取り組んでいくということは大事だと思うので、厚岸町で住んでいる以上は困らないような対応をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほどの補足と今の答弁をさせていただきます。

厳密に言うと、札幌市とか大きな都市で言うと、もっとたくさん対象者がおります。厚岸町も、本来で言うと、制度上の資格証明書を発行する対象者というのは、もっと滞納者はおりますので対象にはなるのですが、厚岸町としては、以前も議員のご質問にお答えさせて、私、町民課長時代にお答えさせていただいたかと思うのですが、特に悪質な方、例えば所得がないとかそういうことではなくて、所得がないであらばないでありに保険税というのはそんなにかからなかったり減免制度はございますので、その辺はしっかりと活用しております。

毎年の所得がそれなりにあって、それでも折衝にも応じず払わないと、悪質な方については、先ほど町民課長が言った件数、資格証明書を出しているというやり方を当町の国民健康保険では行っております。ですので、町長の答弁にあった、特別な救済措置を講ずるよう考えはないというのは、そういった方に対しての救済措置を講じるつもりはないということでございまして、負担の公平性という観点はやはり大事にしなければい

けないかと考えておりますので、そういった意味の答弁でございます。

●議長（大野議員） 8 番、石澤議員。

●石澤議員 ちゃんと納めてほしいけれども、納められない人もいるということも考えた上でのことだったみたいなので、これからもちょうんと対応してあげてください、そういう方たちには。

オスプレイです。本当に何で飛ぶのかと思うのですが、何にも解決してませんよね。何がどうしてどうなったという。米軍では、公聴会で安全に影響する可能性がある問題に十分対処するまで無制限の飛行運用には戻さないという形で言っていました。言っているのです。8 月 1 日に公表された事故の調査報告については、左側ギアボックスの壊滅的な故障というのが一つの原因として挙げられているのですが、なぜ故障したかについては、正確な根本原因を特定することができなかった、こういうような形で言っています。それで、町長も言っていますが、本当にこのとおり、安全の対策にさらなる徹底や地域の実情に配慮した実施を求めているということなのですが、飛ぶなと、もうやめろと、こういう欠陥です。いつ、上から何が落ちてくるか分からないようなオスプレイは、別にオスプレイを訓練しなくても防衛に問題はないわけですから、やめろという強いことを言うことはできないのでしょうか。どうなのでしょう。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） すみません。先ほどの私の答弁で若干間違いがありましたので、ここで訂正させていただきたいと思います。

資格確認証対象者が 7 世帯というふうに申し上げたのですが、正確には 7 名ということでしたので、お詫びして訂正させていただきます。失礼しました。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） オスプレイの事故につきましては、国から示されている報告書等では、十分なリスクマネジメントを行うことで予防できると。主たる要因は、警告等が幾度も表示されたにもかかわらず、搭乗員、操縦士が飛行を続けたというのが主な要因というふうな報告が示されているところであります。ですので、そういった対応時の徹底ですとか、整備の緊急時の搭乗員の手順の確認更新ですとか、そういった部分を徹底していくというようなことで示されているところであります。

オスプレイの飛行につきましては、過去にも初めて来るといったようなときには、周辺 4 町が協議会におきまして、連名で国に飛行しないこととすとか要請をしてきております。にもかかわらず、オスプレイの訓練が行われているという実態にはありますけれども、何せ国の防衛施策というのは、国が責任を持って専権事項として行っている部分でもございますし、厚岸町といたしましては、そういった周辺自治体とも連携しながら、オスプレイの訓練に係る要請活動を引き続き行っていきたいとは考えております。

●議長（大野議員） 8 番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ連携して、オスプレイに関しては本当に落ちてしまったら大変です。海に落ちこちるのならまだいいのですけれども、この辺に落ちられたら大変になってしまうので、しかも今回、自衛隊のオスプレイでしたから、だからすごく問題が多いと思います。安全を守るはずの自衛隊が、住民を不安にするというのは問題があると思いますので、その旨きちんと伝えてください。

それから、矢臼別の日米共同訓練です。今回も11日にありますよね。米軍、米海兵隊が矢臼別に来て、訓練の説明会も11日にあるそうですけれども、そのこともあって、少し前の自衛隊の訓練で、相当大きな音とか、それから地響きがしていました。何で米軍が来る前にああいうような訓練をするのかと思うのですが、今回の問題なのですが、計根別場外離陸場においてというのですが、これ計根別というか別海の、あそこのすぐ、住民の住んでいる、民家の住んでいるすぐそばの昔の陸軍の飛行場なのか、そこで行われたのです。実際、周りの人たちにとっては不安が多かったみたいなのですが、こういうようなことを普通にすること自体がとても何か、地域の住民は全然関係ないのだなという感じがしたりするのですが、そういうことの、これからこういう日米共同訓練というのが一体化していく中でどういうようなことになっているのか、とても心配なのです。それで、その辺についてもきちんと4町で話し合いしながら申入れをきちんとしていってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 次の四つ目の日米共同訓練ということで、それが11日から21日までの11日間でしたか。共同訓練ではないですけれども、104号線の分散実施ということで、訓練が実施されることにはなっております。そういった訓練の際には、こちら4町と、あとはこれに北海道が加わりまして、矢臼別演習場関係機関連絡会議というものを組織しておりまして、こちらをもって北海道防衛局に要請活動を行ってきております。その中には当然別海町も入っておりますので、そういった個別の計根別飛行場に関する要請事項等につきましては、別海町が中心となって要請内容に盛り込むべきということで考えておりますので、その全体の要請の中で各4町が連携しながら要請活動を行っていききたいと考えております。

●議長（大野議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

2 番、室崎議員の一般質問を行います。

2 番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従い質問申し上げます。

2 点ありまして、1 点は特定健診についてであります。

その1として、特定健診の意義、内容、課題と今後の展望についてご説明をいただき

たい。

2として、特定健診の対象者以外の町民に対する健康診断はどのように行われているかご説明をいただきたい。

質問の2番目は、第6期厚岸町総合計画についてであります。

1として、現在進めている総合計画の見直し作業の進捗状況とそこで見えてくる町の課題、今後の展望について説明をいただきたい。

2番目として、現在進行形の見直し作業の中で町民と一緒に考えていく場が必要だと思いますが、それはどのように進めているのか。

3点目として、総合計画における行動計画と、現在七十幾つあると言われている各種個別計画の関係についてお聞きいたします。

以上です。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番 室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の特定健診についてのうち、（1）の「特定健診の意義、内容、課題と今後の展望について」であります。特定健診は、生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、高齢者の医療の確保に関する法律により、特定保健指導とともに各医療保険者に義務づけられております。

厚岸町国民健康保険では、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導実施計画を策定し、生活習慣病発症と重症化の悪循環を断ち切り、健康寿命の延伸を図り、医療費を抑制するため、特定健診、特定保健指導を実施しているところで、健診の対象者を40歳以上75歳未満の被保険者とし、本年度は集団健診を4月から来年2月までの間に11回、医療機関による個別健診を10の医療機関で随時実施しているところであります。

健診内容については、基本的な健診項目として、服薬歴や喫煙歴等の健康質問、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査を行い、一定の基準のもと、医師が必要と判断した場合は詳細な健診項目として、心電図、眼底検査、血液学検査、血清クレアチニン検査を実施することとなります。

また、この健診結果により積極的支援対象者及び動機づけ支援対象者に対し、保健師または管理栄養士による特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を促し、病気の発症を防ぐよう努めているところであります。

厚岸町国民健康保険の特定健診の受診率は、平成30年度24.5%、令和元年度23.6%、令和2年度21.4%、令和3年度19.3%、令和4年度24.4%で、全国、全道平均を下回っており、特に40歳代から50歳代の受診率が低い結果となっております。

健診結果については、心臓病や脳卒中などになりやすいとされるメタボリックシンドローム及びその予備軍の該当者は、全国、全道平均を上回っている状況にあります。

初期の生活習慣病は特に自覚症状がないことが多く、いつのまにか病気が進行してしまいう危険があるため、一人でも多くの方に定期的に特定健診を受診していただき、自分自身の健康状態を常に把握することが、生活習慣病の早期発見や治療、効果的な生活習慣の改善のために重要と考えております。

しかしながら、受診率が思うように向上しないという大きな課題があるため、これまでの、年度当初に郵送で受診券を送付する個別周知や町広報紙への掲載や防災行政無線、ＩＰ告知端末による受診勧奨のほか、はがきや電話による未受診者への個別勧奨に加え、今年度から新たに通院中で未受診の方に対し薬局と連携した受診勧奨を行うなど、一人でも多くの方に特定健診の意義を理解していただき受診していただけるよう努めてまいります。

また、令和６年度から令和１１年度までの第４期厚岸町特定健康診査・特定保健指導実施計画では、令和６年度の目標受診率を３０％、令和１１年度の目標受診率を６０％としていくところで、将来にわたり厚岸町の健康寿命が延伸され、多くの町民が健康で安心できる暮らしを送っていけることを望み、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（２）の「特定健診の対象者以外の町民に対する健康診断は、どのように進められているか」についてであります。特定健診の対象者以外の町民に対する健康診断は、大きく２種類に分かれています。

一つ目は、北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者である７５歳以上の方と６５歳以上で一定の障がいのある方を対象とした健康診査であります。

この健康診査の実施については努力義務とされ、特定健診とは異なり受診率の目標値はありませんが、自身の体の状態の把握、病気の早期発見や重症化の防止、筋力低下など高齢者の特性を踏まえた健康状態の確認を目的としております。

健診内容は、問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査となっており、特定健診で実施している腹囲計測や心電図等の詳細検診は実施しておりません。

二つめは、健康増進法に基づく健康保険未加入者である生活保護受給者を対象とした健康診査で、目的や健診内容は特定健診と同様であります。

周知方法は、いずれの健康診査も、毎年４月に年間の健診日程表を町広報紙に折り込み、町ホームページに掲載するほか、集団健診の機会ごとに、町広報紙への掲載、防災行政無線やＩＰ告知端末により周知をしています。

特定健診では、年度当初に郵送で受診券を送付する個別周知をしていますが、後期高齢者や生活保護受給者が対象の健康診査では、個別周知は実施しておらず、町広報紙等による周知となっています。

受診方法については、集団健診は、保健福祉課に電話や来所またはファクシミリで予約をしていただき、健診日の約１週間前までに問診票などの必要書類を自宅へ郵送し、健診当日は必要書類を持参の上、受診することとなります。

また、個別健診は、受診を希望する医療機関に予約し、検診前に問診票などの送付があり、健診日に受診することとなります。

特定健診やこれらの健康診査は、受診費用は無料となっており、各種がん検診や肝炎ウイルス検診、エキノコックス症検診を同時に受診できるよう一体的に実施しています。

後期高齢者や生活保護受給者が対象の健康診査についても、特定健診同様に、健診率が伸び悩んでいることから、次年度以降は、これまで行っていなかった年度当初の郵送

による個別周知を実施するなど積極的な受診勧奨を努めてまいりたいと考えております。

なお、後期高齢者の方の健康診査では、結果に応じて、地域包括支援センターと連携し、介護予防事業につなげる取組を今年度から行っており、今後も高齢者の心身の状態を踏まえた効果的な健康診査の実施に努めてまいります。

続いて、2点目の第6期厚岸町総合計画についてのうち、(1)の「見直し作業の進捗状況と、そこで出てくる町の課題、今後の展望について」であります。このたびの総合計画の見直しに当たっては、昨年度から2か年計画で進めてきており、本年7月には、庁内組織である厚岸町総合計画策定委員会における協議・検討を経て、庁内原案を確定するにまで至っており、現在は、町内の行政委員会の委員や各種団体の役員及び職員など20名により構成する厚岸町総合計画策定審議会における審議や、町民から計画書の原案に対して意見を募集するパブリックコメントの実施を控えている状況にあります。

これまでの取組の中で出てきた一番大きな課題は、人口減少に伴う様々な分野での人手不足、人材不足、そして担い手不足であります。

基幹産業である漁業や酪農業の担い手はもとより、これらを支える団体職員、さらには医療や介護、観光業や商工業の従事者、行政職員など、人口減少は様々な分野で深刻な影響をもたらし、大きな課題となっております。

そのような中、今後の展望といたしましては、まずは、厚岸町に暮らし続ける町民に対して、これからも住み続けたいと思える町づくりを進めることが最も重要であると考えているところであり、人口減少を少しでも抑制するために、一度、厚岸町を離れた人が戻ってくることができる支援施策や、新たな移住希望者を呼び込む施策のほか、漁業や酪農業をはじめとする産業の安定化や担い手の育成・確保施策についても継続する必要があると認識しているところであります。

また、今後は人口減少を前提とした町づくりにも取り組む必要があるため、デジタル・トランスフォーメーション、いわゆるDXをはじめ、新型コロナウイルス感染症に伴い顕在化した課題や大きく変容した生活様式への対応なども含め、時代の変化に適應した取組を推進し、産業のさらなる生産性の向上や行政運営の変革にもつなげていくことが極めて重要であると考えております。

次に、(2)の「町民と一緒に考えていく場が必要と思うがどのように進めているか」についてであります。総合計画の見直しに当たっては、町民参加による計画づくりを基本とし、これまでに町民満足度調査や、まちづくり講演会・まちづくりワークショップといった取組を実施し、的確な町民意識の把握や町民意見の反映に努めてきたところであります。

特に、まちづくりワークショップでは、全4回にわたり延べ71名の町民参加により、町民と職員と一緒に意見交換を行い、そこで集約した意見や提案などは、一つ一つ総合計画への反映を検討してきました。

また、今後予定している厚岸町総合計画策定審議会における審議やパブリックコメントの実施の中で出された意見についても、十分に検討をさせていただき、計画への反映に努めていきたいと考えているところであります。

次に、（３）の行動計画と各種個別計画の関係についてであります。まず、総合計画は、基本構想、行動計画、実施計画の３層により構成する町の最上位計画であり、そのうち、基本構想と行動計画については、平成26年３月に制定した厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例に基づき、議決要件となっているところであります。

ご質問の行動計画については、基本構想で定めた施策の大綱を受けて、その実現に向けた施策の展開方向と主な取組を示すものであり、前期と後期に分けて策定することとしております。

一方、個別計画については、総合計画との整合性を図り策定するものと位置づけており、総合戦略をはじめとする課題別の個別計画については、総合計画のうち、基本構想に沿った内容で策定し、環境基本計画をはじめとする分野別の個別計画については、総合計画のうち行動計画に沿った内容で策定することとしており、いずれも総合計画を補完する位置づけとしております。

以上でございます。

●議長（大野議員） ２番、室崎議員。

●室崎議員 非常に丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

その上で、まず１点目の特定健診からお聞きさせていただきます。

この特定健診とまたその周辺の問題については、いろいろな論点がありまして、その小さなものを一つ一つ挙げて丁寧にここでやっていたら、一晩かかっても終わらないと思いますので、今回は大枠の話からさせていただきます。

今のお話の中で、当然、町長をはじめ担当者は意識しているのだろうけれども、私の方の聞こえてくる言葉の中になかった問題があります。それは、厚岸町は、ヘルスプロモーション、自分たちの健康は自分たちで守る。そして、そのプロセス、体制は町が誘導し、つくっていく。そのためには、ライフステージ、いわゆる年代に従った人生の区分けの中で一つ一つ問題を抽出し、それに対して対応した施策を行っていく。こういう発想の下で、みんなすこやか厚岸21という、次のほうにも出てくるのだが、個別計画をつくってます。そのヘルスプロモーション、ライフステージ、その大きな枠の中で、この特定健診というのは、どういう位置を持っているのか。それが明確に今の答弁の中では話をなさってなかった。それで、町長答弁をもう少しかみ砕いて説明するという意味において、これをきちんと説明していただきたい。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 厚岸における健康推進に係る総体の問題でもございます。

また、ただいまご指摘いただきましたみんなすこやか厚岸21計画に関する部分について、保健福祉課でお答えさせていただきます。

お話のとおり、この計画につきましては、そもそも厚岸町において、自分たちの健康は自分たちで守る、さらにはライフステージごとに、町の支援、後押しを行いながら、自ら自分たちで作り上げていくというところに主眼を置いて、当初計画を策定し、現

在、第3期となりますが、その考え方の継承をしながら計画の推進を行っているというふうに考えております。その中で、特定健診の考えにつきましては、当然、その基本となる健康づくりの中では、目安となる数値を抽出できる具体的な健診でありますので、当然、こういった健診の内容ですとか個々の状況を把握しながら、年代ごとに対応していくと考えております。ですので、特定健診におきましては、国保険者74歳までの年齢の方、それから後期高齢者の健診につきましては、75歳以上の方においても同様に、町の健康づくりのために活用していきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。

それでお聞きするのですが、まず今のお話を聞いていると、コロナもありましたし、大変な努力をなさっていることは、脇から見ていて常々思っております。それで、受診率も二十数%で、そこから上がらないと。非常に実際にやっている方が一番歯がゆいと思うのですが。

まずお聞きするのは、厚岸町でこの国保による特定健診は40歳から74歳までです。40歳から74歳までの成年男女で、そのうち何割がこの特定健診の対象者でしょうか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時08分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
副町長。

●副町長（石塚副町長） 貴重な時間、大変申し訳ございません。ちょっと新しい数字ではないのですが、4年度の数字で、40歳から74歳の人口が4,257人、そのうち国民健康保険の特定健診の対象者、40歳から74歳になりますが、これが1,672人、対象人口の39.3%が国保の特定健診の受診の対象者になります。すみません。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 そうしますと、ヘルスプロモーションの発想を取ってもう一度特定健診を見ると、同年代の中の4割しか対象にしていないのです。あとの6割に関して、今のお話を聞いていると、この健康診断というものは非常に必要なのでしょう。重症化をさせない、あるいはこれを端緒として生活の様式を変える保健指導を行う、いろいろな意味で健康寿命を延ばすために非常に必要欠くべからざるものですよね。そして、それだけの効果もあるから、一生懸命受けなさい、受けなさいと言っているわけです。それは、同

年代だけを見てもたかだか4割に過ぎない。6割に対してはどういう手だてをしているのですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

ただいまのお話の中で言う特定健診以外の方、いわゆる国保被保者以外の方の同年代の層、40歳から74歳までの方につきましては、国保対象者の方は先ほどお話ししたとおり、健診指導等につながるもの、それから具体的な数値をもって対応ができる前提がある。この部分が、社会保険加入者等においては、町が把握できない状況にあるということでは、その部分の対応がない中で、町が計画に基づいて実施しているという形になっております。ただ、町で行ういわゆる就労層の方という大きな中では、事業者健診ですとか、労働者としての健康の在り方、それから、この中ではがん検診については、全町民対象として町が行っておりますので、がん検診におけるがんの予防ですとか、そういったことでの特定健診以外の事業を活用した中で行っているという状況とはなっております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、6割の人に関しては、社会保険かな、そういうようなものによる集団の健診だとかそういうもの、制度はあるのだけれども、その実態は町は全くつかめないと。こういう状態ですか。それでいいわけですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ご指摘のとおり、特定健診での個人の詳細データについては、把握をしているという状況と同様に、社会保険等の加入者におけるデータ等については、町で把握はできないという実態とはなっております。

これがいいかという部分につきましては、当然、町が行う計画に基づいて行う中では、違いがあるということにはなろうと考えております。また、いろいろな制度ですとか連携の中でそういったものを活用できるという手法等があるとすれば、活用すべきとも考えているところではあります。ただ現在は、そのデータ等の把握をしていないという状況となっております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 町のほうに権限がないから、靴の上から足の裏かくようなことになるのだと思うのだけれども、しかしやはり必要なデータですよ。町民全体の健康を支えていこうとしたときに、たかだか4割の部分だけよくできましたと言っている、これはおかしい話なのです。そうすると、そこのところは十分検討なり協議なりをして、少しでも

近づくようにしていただきたい。これは、あえてその部分が抜け落ちていますと強い言い方で指摘しておきます。

その上でお聞きするのですが、今、いろいろな町で、今私が言ったのは、40から74歳までのお年の人の話をしています。ところが、この特定健診以外ということになりますと、40歳前の人はどうなっているのかという話もあるわけです。75歳以上の人はどうなっているのかという話もあるのです。40歳前の人に関しては、やはりそれなりのいろいろなことをしているのではないかと思うのですが、簡単に結構ですから説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 今お話のとおり、具体的な健診の勧奨、健診の実施等につきましては、40歳からの国保、それから75歳以降の後期、なお40歳以下の方につきましては、国保対象者であっても健診の対象者にはなっていないということで、自分で健康診断等を受けるか、もしくは病院受診をするかという形で、町の事業としては特にはないという状況となっております。この部分の健康教育等におきましては、一般的な食生活ですとか、健康の在り方みたいな健康、指導とまではいきませんが、健康的な知識の周知という範囲で実施をしている。厚岸町では、食生活改善協議会等の連携の中で、食事の研究ですとか、教室なんかを行うですとか、そういった事業を併せて対象者として実施しているという状況となっております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 今、各地で小学生の糖尿病なんていうことが話題になっています。それこそ小学生から40歳までの人のいわゆる成人病、あるいは生活習慣病をはじめとして、いろいろな疾病に対しても目くばりをしていかなくてはならないという時代の要請は相当に強いと思うのです。そうすると、そういう中で厚岸町は何をやっているのか。これは、やはり非常に目前に迫っている大きな問題として、そこに焦点を当てた一つの研究、あるいは検討、検討という言葉はあまり行政用語ではやりませんということになるらしいのだけれども、とにかくここの部分に光を当てなくては駄目だと思います。40歳以降になったら急にそういう問題が出てきて、40歳までのところは放っておいても大丈夫ですなんて思っている人は誰もいないと思う。これもやはりきちんと光を当てて進めていく課題だと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

何分これまで町で行ってきたものにつきましては、一つは各制度に乗ってそれを活用して健康教育等に実施していく。それから計画に基づいて、町独自の事業の在り方を検討していく、そういった事業の組立て等を行ってきた状況ではあります。

この中で今ご指摘のあった部分では、ちょうど40歳以下、若い就労層の方、それから

下におきましては、保健分野からいきますと、どうしても問題として、妊娠後、出産後、学童期までの間、とても手厚く関わっているところがある中で、学校に行く中では、そこが少し手薄になる、それ以降については、さらに保健事業については対象者として行わない事業が増えてくるということで、かなり手薄になっているという部分が今ご指摘のあった部分かと感じ取りました。

この部分は、これまで焦点は当てなかったというわけではありませんが、今後、よく観点を重要視して対応していく。今現在では、食事、離乳期から小学校上がるまでの、例えばご飯、食べ物の在り方ですとか、健康の視点でのお母さんへの指導ですとか、そういったことまでは、基本的には全ケースに対して行っているという自負もありますので、そういったところを伸ばすというか、生かしながらやっていけるようなことを検討していきたいと考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 ヘルスプロモーションと並列して必ず出てくる言葉がライフステージということなのですが、私らなんかのような外国語の弱い人間は年代と言った方がよく分かるのだけれども、それでは落ちるものがあるらしくて、行政ではライフステージという言葉を使います。要するに、10代の人に対して行政がこういうような施策を持っていたものが、今、課長の答弁にもあったように、20代になったときにすぽんと抜け落ちてしまうことがないかどうか、要するに年代が変わっていてもやるべきことを申し送りで、その人から見ればです、行政が手当てしているかという視点から施策を見るということも、このライフステージの一つの大きな眼目なのです。そういう意味で、町によっては特定健診と並び称して若者健診というのをやっているのです。そして、もう中学生、小学生ぐらいから、健康診断というのは毎年受けるものなのだという意識を植えつけているのです。そして、また現実にはそれだけの健康診断をやっているのです、町が。そういういわゆる先進地、幾らでもありますから、そういうところの事例を研究しながら、町でも先急に手をつけていただきたい。これをお願いしておきます。

それで次なのですが、このライフステージということで、75歳以上なのです。これについては、町民の中からも、また議員の中からも、そういう年代の人がこの議会は結構いますから。去年まで来ていたのが来ると思っていたら何も言ってこなくなった、こういう式の話は聞きます。先ほどのヘルスプロモーションというのは、こればかり振り回して悪いのだけれども、観点から言うと、75歳になったらお前はもう好きにせいやと、どうでもいいわと町が考えているわけではないのでしょうか。けれども、受ける方にとっては、今までは自分たちの健康は自分たちで守ろうというのを具体化したような特定健診だとか、そういうものの対象になっていたのが、あなたやりたかったらやりなさいという形に少なくとも受けるほうはなってしまいます。これはなぜですか。まずその点。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

当時、町民健診ということで、全町民を対象にしていた健診から、医療保険者が健診の実施主体者となるということで、国民健康保険後期高齢者というふうに年代が分かれて、なおかつ国保につきましては、生活習慣病に観点を置いた健診になった、それから後期高齢者におきましては、疾病の予防、早期受診の勧奨ということで、生活習慣病についてはちょっと温度は下がるのですけれども、健診の内容もちょっと違ったということで、その制度の対応の中で受診勧奨の仕方も違いが出たというのが現状であります。

町で特定健診の受診部分は保健福祉課、後期についても後期高齢者の保険者からの委託により保健福祉課で実施しております。同様に実施しておるという状況の中で、また計画を実施する主体としてやっていく中で、当時、後期高齢者の受診率が割に高かったという状況であります。平成28年に受診者が300人ほど、受診率としては20%ほど、割にほかの市町層に比べて高かった現状がありまして、この実態としましては、特に民間の医院の方で対象の高齢者の方に個別に勧奨していただいて、受診率がとても上がっていた状況が実態となっております。それが平成30年くらいまでは300人程度で推移してきた中で、コロナ禍になって、現在170人くらいの受診者ということで、受診率としても10%程度まで、半分くらいまで落ち込んでいるのが現状となっております。これは必ずしもコロナ禍のせいではなくて、今お話いただいたとおり、当初から75歳以上後期の方への個別のはがき、文章等での勧奨を行っていないということも一因だなということが、前回、先日の指摘の中で改めて認識した部分であります。これは、特定健診の方には、4月当初に受診券というものを個別に発送し、健診の必要性、それから案内を行っている。後期高齢者の方については、その個別の発送をしていないということで、受ける方からすると、74歳まで来ていた通知が75歳になった方は来ないという実態になったという状況となっております。

これにつきましては、同様に今後個別勧奨をまずやって受診率を上げる、受ける方を増やしていくということは、当然の目指すべき目標ではありますので、実施していきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 これもさっきと同じようなことを聞きますが、75歳以上の人というのは、厚岸には何人ぐらいいるのですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 令和4年度の数字ではありますが、1,735人となっております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 その千七百何人に対して、これからは個別勧奨をしようと考えているわけですね。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 基本的にはそう考えております。ただし、入所施設、個別に入所している方等については、施設において健診等の責任もあるということでは、除外する部分は幾つかありますが、基本的には全員対してやりたいと考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 特定健診が必要ないなんて言う気は全くないのですが、ある意味では、この75歳以上の人たちの健診というのは、より大事だという気がするのです。非常に、いつどうなるか分からない状態で、私もそうですけれども、生活しているわけですから、そういう健診だとかそういうものは非常に必要になってくる。

それが一つと、もう一つはそれを端緒にして、保健師からだと思うのですが、いろいろな生活の指導、保健指導というのですか、そういうものを行う。それによって元気なお年寄りでいれる時間が延びるわけです。これが大事なのです。非常に下世話の言い方をすると、そこで町の財政にも大きく寄与するのです。

ですから、これはやはり持ち出しが相当あっても、十分、その意義はある。もちろん、それを目的とせいというわけではなくて、やはり町民一人一人の生活の質、幸せの基底である健康をいかに保持するかということだと思いますので、これはよろしくお願いしたい。

それと、この健診ということで非常に大事なことは、その結果をどう生かすかということだと思います。ですから、それに従った保健指導というものには、これも力を入れていただきたい。それをお願いしておきます。

このあたりが1問目です。大体そのぐらいなのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただ今ご指摘いただいた部分につきましては、留意して実施していきたいと考えております。特に計画に基づいたライフステージごとの事業の実施、さらには特に高齢者の方につきましては、例えば何かしら受診している方も多く、その中で特に分けて健診という意識がない方も実際いらっしゃいます。そういった部分も丁寧に説明をする。それから健診した後も指導につながるような事業も加えて進めていきたいと考えております。

ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 次に移ります。あと何分ぐらいですか。何分まで。

●議長（大野議員） あと12分です。

●室崎議員 12分。いやいや、これしかない。

時間がなくなったので、一番自分としては聞きたい論点だけ言います。

お聞きして、この見直し作業の中でいろいろなことをやっていることが分かりました。

それで、一番危惧するというか、老婆心で申し上げるのだけれども、こういうものを行ったときに全国どこの町でも起こり得ることなので、厚岸がそうだと言っているわけではないですけれども、いろいろな計画、いろいろな事業、そういうものの青写真をつくっていくときに、町民は全然何をやっているか分からない。役場の偉い人と町民の代表のような偉い人たちが役場庁舎の中の会議室でもって何かごじょごじょやってつくっている。自分たちには直接関係がない。そういうような事案というのは全国どこでも見られるということは、これ私が言っているのではなくて、識者という人が言っているわけです。

そういうふうになっては、これだけ一生懸命やっている担当者としては、泣くに泣けないわけです。それで町民を巻き込んで、自分たちがつくっていく総合計画なのだという機運をどうやって少しでもつくっていくかということは非常に大事だと思うのですが、その観点からどういうことを考えていますか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この第6期厚岸町総合計画の策定に当たりました。これは今までやっていないワークショップということで、まず町民の皆さんにお願いして、班に分かれて話をしてきたという経過であります。今回も昨年にやりまして4回、計71名が参加していただいたところでもあります。ただ、それも一定の人数だけだと。

ある程度それぞれの厚岸町でもいろいろな個別計画があります。そういった中では、こちらのほうの計画の中にも委員会だとか協議会だとかあってありまして、それもやはり決められた部分の方が参加をしていただいて、こういった計画をつくってきているということは確かにあります。

私たちも何がやはり町づくりに興味を持っていただくかというのが一番かと思っているのですが、ちょっと話がかわってしまうのですが、総合計画とは関係なしに、これ令和4年度でやらせていただいたのですが、やはり一人でも多く町づくりに興味を持っていただくということで、SDGsを視点とした町づくりキャンプというような形で、要は20代、30代、若い方を対象としてやらせていただきました。そういった方が一人でも多く町づくりに興味を持っていただいて、そしていろいろな意見を出していただく。今回この令和4年度にやったところには、いろいろな業種の方に入っていただきました。これは消防、警察だとか、金融……（「時間がないので端的にやってください」と呼ぶ者あり）すみません、やったことを説明させていただいたのですが、そういった中では、まず興味を持っていただくというのは一番だと思っています。

あと今考えているのは、それでもやはり意見が出てこないとなりますと、これはほかのところでもやっている事例でありますけれども、私たちがお願いしてあれするより、無作為に年代別にいて、10代から70代まで、それこそ関係なしにして、人を選んでやるという、そういうようなやり方もあります。また、そういう方には責任を持たせて報酬を出すといったような形をやっている全国でも事例があるということなので、仮にこれからもうこういうような計画だとかやる場合は、こういったワークショップをやりたいと思っています。そういった中では、そういった全国的な事例を参考にしながら進めていきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。それはそれでやっていただきたい。

私からは、ひとつ提言というか、もしかしたらやっているかもしれないと思いながら聞くのだけれども、例えばワークショップをやりました、意見や提案がどんどん出ました、それからそれを計画に反映するために検討しています、あるいは何とか審議会、何とか委員会というようなところでいろいろ議論しています、そういう内容を全部公開して、町民がすぐ見れるようになっていきますか。情報公開のないところで、皆さん興味を持ってくださいと言っても、これは点でしかないのです。その点どうでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） このワークショップに関しましては、まずやった内容につきましては、広報あつけしで載せているのと、あとホームページに4回やったやつを全部記録で公表させていただいております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 今、何をやっているかということ、今どんな論議をやっているかということ、それを町民にリアルタイムで伝わるような、リアルタイムという言い方は大げさ過ぎるのだけれども、伝わるような方策をこれからもどんどん意識して進めていただきたい。それによっていろいろな意見出てくると思う。中には担当者がかつとくるような、何をやっているのだという意見も出てくると思うのだけれども、それはそれでまた一つの意見ですから、それをお願いしたい。

それで次の論点にいきますが、この個別計画と行動計画なのです。これは5年前にこの総合計画をつくる时候にも私言ったのです。そのときに町長は、私の考えと同じ答弁をしたのです。要するに行動計画といって、この3層構造の中の真ん中、そこに書かれているものと個別計画というのは、いわば一体だという話を答弁しているのです。議事録ありますから。結局、個別計画というのは、総合計画の中の行動計画の中に溶け込んでいるのです。そこが矛盾していたら、行動計画と個別計画が違う状態で総合計画はつけれないですから。

ここに一つ一つの解説が、例えば72ページには、厚岸町都市計画マスタープランというのがあります。これだって令和6年から令和25年までのものになっているわけでしょう。これは、ここの行動計画のいわば一翼を担うものですよね。そうすると、同等でないかと。行動計画があるから、それを見てつくりましたというものではないわけです。

それから、総合計画というのは、たかだか10年です。ものによっては、それよりまだまだ長いスパンを持った個別計画もあるのです。そうすると、これは、いわば行動計画というのが総合計画の中で記載されますから、割と大きなものを包括していると。その中の個別計画というのは、また行動計画の中である部門を担っていると考えるべきではないかと思うのです。

それで時間がないから、私の結論から言ってしまうのですが、そうすると個別計画に議会が関与しない今の状態というのは、甚だおかしいのではないかというふうに思うのですが、いやいや、そうではない、これでいいのだということなのではないでしょうか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狹町長） これ今、時間がないものですから、大事な問題なのです。総合計画と議会の関係です。

行政としましては、議会の議決事件としては考えておりません。理由にはいろいろあります。時間があれば理由を申し上げたいところなのですが、ただし、2011年に自治法が改正されて、その中で行動計画というのは、今までは議会の審議になってなかったのですが、これを議会の審議までいたしました。このことについてはご承知のとおりと思うわけであります。また、個別計画と言いますのは、先ほど包括しているというお話をいたしました。そのとおりなのです。

今、73の個別計画が策定されております。後期行動計画では廃止をされたものもあり、71の計画を今後の後期計画の中で搭載しようと考えておりますので、どうかそういう面でいろいろと議論する場がありますので、そういうことをよろしくご理解いただきたいと思いますので、ただし、個別計画の議会の議決につきましては、厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例がありますので、議会の中でいろいろとご論議、検討いただければと思いますので、この点よろしく、これもお願いをしたいと思います。

●議長（大野議員） 以上で、2番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従い、質問をさせていただきます。

1、ヤングケアラーについて。

本年6月に施行の改正子ども・若者育成支援推進法では、国や自治体が支援すべき対象として、ヤングケアラーが明記されました。今年度から全市区町村での設置が努力義務となりました。こども家庭センターを通じ当事者に確実な支援が行き届く環境整備が

進められています。ヤングケアラーに対しての厚岸町の考え方と取組について伺います。

2、子連れ出勤について。厚岸町の取り組む意向と考え方を伺います。

3、自動運転小型バスの運行について。厚岸町の取り組む意向と考え方を伺います。

4、災害用備蓄状況と対策について。

(1) 簡易ベッド、間仕切り用段ボール、食料等は十分なのか。

(2) 夜間撮影可能な赤外線カメラを導入してはいかがか。

(3) 身を守るためにヘルメットと救命胴衣を確保してはいかがか。

以上です。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1 番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の「ヤングケアラーについての厚岸町の考え方と取組は」についてであります
が、ヤングケアラーについては、子ども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在
化しにくい特徴があります。

こうした中で、適切に支援につなげていくためには、学校をはじめ高齢者福祉、障
がい福祉、介護、医療等に係る関係機関において、気になるこどもや家庭があった場合の
相談先としての相互の連絡窓口を明確にしておくことが重要であると考えています。

また、早期発見のために、学校や児童館といった子どもたちにとって身近な施設にお
いて、児童生徒の生活状況を把握することやケアラーについての知識や認識を広める必
要があります。

町の取組として、相談窓口については、家族の介護など、介護や障がいサービス事業
も関わるため、学校、教育委員会と保健福祉課が相談を受け止め、この情報を関係機関
で共有することが必要と考えています。

本年 6 月に改正された子ども・若者育成支援推進法において家族の介護その他の日常
生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者として、国や地方公共団体
等が行う各種支援の対象として、ヤングケアラーが明記されました。

このため、支援体制としては、現在、町が設置し児童虐待などの個別協議や支援を行
っている要保護児童対策地域協議会において個別のヤングケアラーの協議や支援を行う
ことができますが、令和 7 年度以降に町が設置を予定しているこども家庭センターにお
いても、特定妊婦や要支援児童の支援を行う機能を持つこととなるため、ヤングケアラ
ーの支援を担う機関としての取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2 点目の「子連れ出勤について。厚岸町の取り組む意向と考え方はについ
て」であります。子連れ出勤については、幾つかの形態があり、子どもを職場に連れ
て出勤し子どものそばで仕事を行う方法、職場内に託児所などを設け、保育士に預けて
仕事を行う方法、自宅で子どもをそばにおいてテレワークをする方法などがあります。

既にこの取組を実施している自治体の例を見ますと、急に子どもを見なくてはならな
くなった場合の緊急一時的な措置として、職場で子どもをそばにおいて仕事をする子連
れ出勤を実施しているところがあり、子育て中の職員にとっては、心強い制度であると

感じております。

しかし一方では、制度利用者から子どもの行動が気になり仕事に集中できないなど仕事の効率が低下し、業務遂行への影響を懸念する声もあります。

当町では、ゼロ才児から入所可能な保育所や児童館などの児童福祉施設は充実しておりますが、仕事と子育てを両立する上で、緊急一時的な対応として有効な制度であると思われますので、導入自治体などの取組を参考に、その必要性や運用面などについて研究してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の「自動運転小型バスの運行について。厚岸町の取り組む意向と考え方は」についてであります。近年、運転手を必要としない自動運転の実用化に向けた取組が進んでおり、地域公共交通の維持や改善、運転手不足の解消にもつながると期待され、十勝管内の自治体では、道路運送車両法に基づく認可を受け、自動運転小型バスの運行が開始されております。

厚岸町では、地域公共交通として、路線バスやハイヤー、鉄道が地域住民の足として長年利用されており、平成30年度からはデマンドバスの運行を開始、昨年には買物循環バスを運行するなど、利用者の利便性向上と地域公共交通の維持確保対策を図ってきたところであります。

また、これに併せ、公共交通機関のほかスクールバス等の運転手確保対策に努めてきたところであり、現時点では運転手の確保と既存の交通機関を維持することが最も重要であると考えているため、自動運転小型バス導入に向けた検討は行っておりません。

しかしながら、一方では地域公共交通維持のためには運転手の高齢化や担い手不足が大きな課題となっている現状もありますので、自動運転小型バスをはじめとする自動運転化については、今後の公共交通の在り方の一つとして、地域の実情を見極めながら、その有効性等について、研究してまいりたいと考えております。

続いて、4点目の災害用備蓄状況と対策についてのうち、(1)の「簡易ベッド、間仕切り段ボール、食料等は充分なのか」についてであります。災害時に避難所で使用することを想定した町の備蓄品として、簡易ベッドについては段ボールベッド、間仕切りについては連結可能なつい立てのほか、間仕切りテントを主に備蓄しております。

段ボールベッド、間仕切りの備蓄数は、北海道が公表した被害想定での発災後すぐの避難所への避難者数4,800人に行き渡るだけの数量は整備しておりませんが、地震等による道路の寸断が想定される中でも、発災後3日程度で緊急車両等が通行可能となるルートが確保され、物資の搬入が可能になると見込まれることから、国や道からの支援のほか、災害協定に基づく支援等により調達が可能であると考えております。

また、飲食料については、避難者想定数等を考慮し、一人当たり1日3食、3日分の必要数量を複数年に分けて、現在整備を進めております。

次に、(2)の「夜間撮影可能な赤外線カメラの導入について」であります。災害時における赤外線カメラの主な使用方法については、ドローンへの搭載により、夜間であっても撮影を可能とし、被災者の救助活動等の災害対応を円滑に進められるものと認識しております。

町として、災害時のドローンの活用については、技術の急速な進歩からも、調査研究を続けていく必要はあるものと考えておりますが、災害対応時には、町が協力を

要請する釧路東部消防組合消防本部等が赤外線カメラを搭載したドローン機器と操縦技術者を有しておりますので、発災時には連携を図りながら、災害対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、（３）の「身を守るためにヘルメットと救命胴衣の確保について」であります
が、ヘルメットについては、主に避難時の身の安全確保や、職員が災害発生後に被災現場等で何らかの災害対応を行う際に使用するもの、救命胴衣については、避難行動が間に合わず、津波等の水害に巻き込まれてしまった場合に少しでも生存確率を高めるために使用するものと認識しております。

町民が自宅から避難場所まで避難する際に使用するヘルメット、救命胴衣については、町としての備蓄品ではなく、各個人が必要に応じて、自宅からの非常持出品として準備をしていただくべきものと考えております。

これまでもご家庭で準備をいただきたい非常持出品として、定期的に周知してきた中でヘルメットは含まれていましたが、これに救命胴衣を加えて、今後周知してまいりたいと考えております。

また、職員が使用するヘルメットについては、現在の保有数に加え、一定程度の数量を確保する必要があるものと考えており、救命胴衣については、必要性等を含め今後検討してまいります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 休憩します。

再開は、午後３時半といたします。

午後２時56分休憩

午後３時30分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

１番、竹田議員の再質問から行います。

１番、竹田議員。

●竹田議員 ヤングケアラーについてということで、アンケートの結果を、今、見ているのですが、このアンケートの数字の一番上に、令和４年の11月から12月ということは、２年前の結果ですよね。そのときに、お世話をしている人がいると回答したと書いてあるのですがけれども、このときのアンケートは、ケアラーの意味というのは、お世話をしている人が自分でしているか、してないかという、そういう聞き方のアンケートだったのですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

この調査につきましては、保健福祉課において、当時、学校で小学校、中学校のタブレットの配布があったということもありましたので、タブレットで回答するということが、それと18歳相当の方には郵送で送っているということで回答率がちょっと下がっているということ、それともう一つですが、すみません、中学1年生のところで回答率が103%となっております。これはタブレットで回答するものですから、多分対象者が年齢、学年を間違っただけでもこういうふうに出てしまうというような、そういう意味では、このアンケートそのものの趣旨につきましては、一つはヤングケアラーについてどういうものかということの説明した上で、それが該当になるかどうか、アンケート調査をすることでその認識を広めるということと、もう一つはケアラーに自分が対象となっているかどうかというところの確認をするというような、どちらかというと意識調査というような恰好で行っており、また、記名式にしておりませんので、単なる数値の整理という趣旨で実施をしております。ちょっとこの内容でいきますと、一応、お世話をしている人がいると回答した方が19人いて、なおかつ、そのうち学校を休んだことがある、友達と遊ぶことができないと答えた人が1人、これは同じ人が両方答えているという状況が見えたという内容でございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 簡単に答えてほしいのですけれども、お世話をしている人がいるのか、いないのかという聞き方だったのですかということなのです。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） この項目につきましては、いる、いないという回答だけの項目であります。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 ヤングケアラーについてということで、今年の6月施行されたのですけれども、この改正子ども・若者育成支援推進法というのです。国や自治体が支援すべき対象として明文化された。今年度から全市区町村での設置が努力義務となったと新聞には出ています。これはこども家庭センターを通じてとなるから、このこども家庭センターの設置については、答弁書に令和7年に設置予定と答弁書いてあったので、それでいいと思うのだけれども、国が何でこの法改正をして、ヤングケアラーの支援充実を図らなければならないようになったのかというところが、僕が聞いている部分と答弁者のほうで、ケアラーの意味というか、ケアラーとはどういうことなのかということをごきちんと認識を一緒にはしておかないと、質問がずれていく可能性があると思うのです。

お世話をしている人がいるか、いないかということになると、家の中に支援をする人がいるということになってしまうと思うのです。今回のこの法改正については、直接子どもが、例えば兄弟なのか、お父さんなのか、お母さんなのか、お兄ちゃんなのか、妹

なのか、その辺の実態というのは、誰が誰に何のことでケアをしなくてはいけないのかという内容は全然含まれていない。相手によってケアする側がどういった症状になるかということが問題だとされているのです。だから、お世話をしている、していないという単純な問題ではない。

このケアラーの部分についてちょっと読ませてもらいますけれども、1人の女子学生が、母親に精神疾患があって死にたいと語る母親の話を、彼女は毎日毎日何時間も聞き続けさせられた。彼女もまた、ヤングケアラーだったのだと後から気づいた。自分がケアラーなのだという認識がないというのがいるということが分かった。

ヤングケアラーは自分を当事者と認識していない場合が多いとされているのです。これは調査でそういうふうになったのです。周囲の大人も深刻な状態に気づくにくい実態がある。ということは、自分自身がケアラーをしているのだという、自分自身がまず認知していない。だから、お世話をしているか、いないかという聞き方だけだったら、全然このアンケートは何もならないような気がするのです。

こういった実態を踏まえて、気づきにくい実態があるということで、新たな支援の取組として、自治体ごとに役割を明確にして、具体的には市町村が調査を行うということが今回のヤングケアラーの支援充実に結びつける自治体の役割を明確化しようということが今回の法改正になっているということ。ここが大事なところなのですけれども、その思いというか、今僕が話したことについては、全くそのとおりなのか、違う認識でいるのか、そこをまず答えてほしいです。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

ご質問者お話のと通りの趣旨で法改正がされ、また市町村においてその役割を担う、それから地域においてこういった事例に対応する具体的な手段を行っていくというふうに法改正がされた趣旨、それからヤングケアラーの認識につきましては、私たちも一部答弁書にも答弁もさせていただきましたが、やはり顕在化しにくいものであるということで、学校関係者等の連携等が特に必要で、把握することと、それから先ほども言われたように、市町村においてアンケートを行うということが意識の認識、ケアラーの認識にもなるし、自分がそうかどうかという確認にもなるという機会にもなるということで、アンケートも適宜に行うということも国のほうでは記載しておりますので、そういった趣旨も含めてある程度理解はしていると認識しております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 考え方というか認識している部分については同じだと思って、次の質問をさせていただきます。

このヤングケアラーの支援充実を図っていかなければならないといったケアラーに対して、なぜそう国が動いてきたかという、一つには、14歳の方々を対象に調べたら、うつ状態になるというのが分かってきました。それから、歳を取ることで、自分

自身を自傷行為を行ってしまう。それから、自殺願望が強くなってくる。要するに、自分の負担が大きくなっていくという悩みを抱えるようになってくるということだと思うのですけれども、そういったことの取組を、若い人たちを助けていかなければならないということで、市区町村、細いところに各自治体に調査をお願いして、実態調査をちゃんと行ってくださいというのが今回の法の趣旨だと私は理解しているのですけれども、まずそこも同じかどうか聞きたいと思います。

それと、この市区町村がなぜ各自治体に調査をするのかといたら、身近なところで調査をすることが一番実態把握が、100%はできないかもしれないけれども、ほかの町村が、国が特定で無作為にやる調査よりも一人一人に目を配れる、一人一人の調査結果においてどういった支援をしなくてはいけないのかという具体的な支援策を考えなくてはいけない、そういったところで市区町村に今回任されたというふうに自分も把握しているのですけれども、そこも一緒なのか、どうなのかをお聞きしたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） これまで、今回明記される以前からヤングケアラーの取組についていろいろなものがある中で、私たちも考えていたもの、教育委員会との連携を図りながら対応すべきことということで認識しておりましたが、改めて今回いろいろな資料を見る中で、ご質問者お話のと通りの認識ということで、私たちどもも認識しているつもりであります。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 今年の 6 月に施行の改正子ども・若者育成支援推進法が変わったということで、この 6 月から変わったということの認識はあったのですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

6 月の法改正のこと、それからそれに基づいたケアラーの取組の推進がなお一層、いろいろな通知等もある中で強化されてきたということについては、認識をしております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 では、なぜ令和 4 年の 11 月から 12 月に調査したこのアンケートしかないのですかというのが僕が疑問に思うところなのです。今年の 6 月から本当にヤングケアラーの充実ということをしっかりやっていかなければならない、自治体の役割を明確化していきなさいとなっていたのにもかかわらず、この 6 月から結局はアンケート調査をしていなかった。それはちょっとまずいのではないかと僕は思うのですけれども、どうなの

ですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

アンケートにつきましてはお話のとおりかと思えます。法の趣旨に至らして直ちに行うべきものだったということもありますが、今後アンケートについては実施するつもりではいますが、もう一つ、こども家庭センターの実施については、答弁の中で7年度以降とさせていただきます。これはこども家庭センターの設置要件としまして……（発言する者あり）以上です。

（「その部分については最後に聞こうと思っているので、それ答えないで。今言ったことを答えて、先に聞いたこと」と呼ぶ者あり）

アンケートについては行う必要があったと、今考えるとそういう必要があったということではありますが、今年度実施する予定をしていなかったという実態でございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 これはすごい大事なことだと思うのです。所管は常任委員会にすると厚文だと思うのです。僕は厚文ではないですけども、このアンケートの調査方法の項目、これは詳細にどのような文言で回答を得るようにするのか。先ほどずっと言った考え方が認知しているというか認識、どのような形をしてケアラーの部分についてどう認識しているのかというのを共有できたので、こういう部分の中でアンケートを調査をするとすると、项目的に非常に細部にわたったものでなければ駄目だと思うのです。お世話をしているか、いないか、こんな話ではないと思うのです。

ですからお願いなのですが、厚文のほうにもアンケートがどういう項目のもので調査をしようとしているのかというのを常任委員会にも伝えてほしいし、僕も聞いているほうなので、アンケート調査の項目をする前に伝えてほしいのです。お知らせをしてほしいと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） アンケートにおきましては、行う場合にこういった趣旨、こういった項目について、こういう対象者に対して実施するということでの事前、それから事後の結果の報告もさせていただきたいと思えます。

なお、今回のアンケートにつきましては、当時小学生、中学生、高校生に対し、あなた自身について、ふだんの生活について、家庭のことについてということで、48項目にわたって行っております。先ほど言っていたお世話をしている人はいますかということの次には、お世話をしている人は誰ですかということも当時のアンケートでは実施しておりました。今回の資料としましては、分かりやすい部分だけ抜粋したという結果となっております。

これまで行ってきたアンケートも検証しながら、次回のアンケートを整理しながら進めたいというふうに思います。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 一番先にアンケートの部分でお世話をしているか、いないかという聞き方をしたのですかと言ったらそうだというから、僕はこれ 1 点だと思っていたのです。今言ったように、最初からその答えを言ってくれば、突っ込まなかったのだけれども。

そこは分かりました。ただ、その項目だけでいいのかどうなのかをやはり精査したいので、事前にお知らせをしていただきたいということはお願ひしておきます。お願ひします。

さっき、年齢でうつ病になっている、自傷行為、自殺願望が出てくると言ったところで、うつ病というのは、ケアラーをしていない人とケアラーをしている人との差が 2.5 倍、自傷行為も大体 2.51 倍、自殺願望は 2.06 倍という調査結果が出ています。これを見ると非常に怖いと思うのです。ケアラーをしている子どもたちが、死の願望を持つようになる。これは一番問題で、国はこの部分について支援をしていかなければならないと動いたというふうに認識しているのです。そのことを考えつつ、アンケート調査を本当に細いところまで考えていってほしい。

そのアンケートによって本当に調査の結果、正しい調査ができるのか、できないのかということになってしまうと思うのです。ですから、そのアンケートの重みをもう一度考えてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

国側が今回施策として市町村が行っていただきたいアンケートの内容について幾つか記載がある中では、市町村において任意の記名式や調査表ごとに異なる番号を付すなど、改修後に個人が把握できる方法により実施することが重要であるというような言い方もしております。ただ、一般的に記名式のアンケートでは、なかなか正直に回答していただけないという側面もあるのかと思いますので、そういった部分も配慮する必要があると感じていて、先ほど質問項目等にお話もありましたが、なかなか難しさもあるというのもちよつと認識しているところであります。そういった工夫も含めて今後対応してアンケート調査等も行っていきたいと思ひます。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 アンケートをする前に、「あなたのアンケートが人を救う」という言葉載せているアンケートがあるのです。要するに、アンケートによって共有される部分が出てくる。自分だけではないのだ、私のほかにもこういう人で悩みがあるのだ。アンケートを見て共有する、それによって少し気持ちが和むといった部分で、アンケートの前

に、アンケートは人を救うという、そういう重みのあるものだとは認識できるアンケートにしてほしいと思います。そこはお願いしたいと思います。

それで、このヤングケアラーというのは今後、増えると思いますか、少なくなると思いますか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

ひとつ子どもの人口がみるみる減っているという実態がある一方、子たちが日常関わっている家庭においていろいろな課題を抱える家庭がすごく増えているという認識があります。ただもう一つは、核家族化もやはり進んでいることもあります。その中では、一定数増えていくと考えております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 課長、全くそのとおりです。新聞に書いているとおりのことです、本当にそのとおりなのです。高度経済成長期に核家族化が進み、働く男性が家族の扶養者、専業主婦の女性が被扶養者という性別役割分業が制度的に固定化されてきた。これにより、女性は無償のケア労働に閉じ込められました。しかし、この30年間で日本に起こっているのは、経済状態の悪化による共働きの増加です。専業主婦制度は、日本社会ではもう維持できない。さらに高齢化が進んで介護を必要とする人が増えている。まさしく本当そのとおりなのです。人が減っているのに介護が多くなってきた。そうすると、家族の誰かが倒れたら、働けるのは子どもだけです。子どもがケアするしかない。これがヤングケアラーであると識者は言っております。

それでもう一つ、ケアラーを支えるということについてちょっとお願いをしておきたいと思います。来なくなる場所、戻りなくなる場所でもあると思います。そういう空間を地域やコミュニティでどう育んでいけるか。鍵となる一つは、連続性かもしれません。持続的にある大人がずっとその場所にいるということです。

昔、二世帯、三世帯があって、小さい子どもが帰ると、必ずおじいちゃん、おばあちゃんとかいたりしてました。それで、子どもも寂しい思いをしなくなった。おじいちゃん、おばあちゃんがいたときに、介護があってもみんなで助けることができた。けれども、それが核家族になってしまって、それができなくなった。子どもに負担が増えてきた。そういう子どもをどう支援していくかということを書いています。

鍵となるのは連続性かもしれません。持続的にある大人がずっとその場所にいるということです。例えば行政では、2年ごとなどに異動があるので、お世話になった先生や支援者がいなくなってしまうたりします。戻ってみたら全員知らない人だったというのは、やはり寂しいものです。何らかの困難を抱えた子どもにとっては、なおさらです。反対に、たとえ数年たった後でも、戻れば先生と声をかけられるような人がいる。この連続性は大きな支えになります。大学受験に失敗したとか、仕事を辞めてしまったとか、不況に陥ったときに戻りなくなる場所があることの意味は、子どもたちにとって大

きいでしょう。いつ、どんな困難に出会うか分からない、自分をよく知っている人がいてくれて、話を聞き、人生をつないでくれる、そんな人や居場所の存在がもっと増えていくことを願いますという識者の話があります。ということは、さっき答弁で言っていた遊ぶ場所というか、学校帰りに友遊児童館とかありますよね。そういったときに長く勤めている人がいるということがいいのではないかという話です。そういう配慮も考えていただきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 今、話を聞いて、なるほどという部分もちろんあります。

厚岸町の現状ですが、厚岸町では子育て支援センター、それから児童館におきましては、保育士を配置しております。厚岸町の保育士につきましては、離職率が低いと言っているのかちょっとあれなのですが、長く勤めていただいている福祉の先生方はいらっしゃいます。ただし、人事異動は定期的にある程度行っている実態もあります。ただ、例えば児童館の館長が保育士なのですが、自分が保育所で見てた子どもが今、小学生に上がって対応しているですとか、そういった関係性も厚岸町においては結構見られる、話を聞くと考えているところです。

今の話でいきますと、本当は居場所というのは児童館に限ったものではありませんが、厚岸町においては児童館の使用率もととても高い状況ともなっておりますので、そういった部分ではある部分、今のお話のとおり部分があるのかとも考えております。ただ、人事異動につきましては、ある程度行っていく必要もあるというところもありますので、若い先生も一定の異動なんかも必要なもので、そういったこともちょっと管理しながら、今のお話も留意したいと思います。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 よろしく申し上げます。

次に子連れ出勤について、厚岸町の取り組む意向と考え方ということについてですが、答弁にあります危惧される部分については、制度利用者から子どもの行動が気になり、仕事に集中できないなど効率が低下し、業務遂行への影響を懸念する声もある、まさしくそのとおりだと思います。物事については何でもメリット・デメリットがあると、当然100%のものは世の中にはないというのが僕はそう思っているほうなので、それはそのとおりだと思います。

ただ、最後に、緊急一時的な対応として有効な制度があると思われるので、導入自治体などの取組を参考に運用面で研究していきたいと書かれているので、ぜひ役場率先で子連れ出勤ができるということをやっていただければ、民間にもやりやすくなっていくというのが当然あると思うのです。ですから、悪い面もあるけれどもいい面もたくさんあると思うので、これは本当に早めに進めていってほしいと思います。いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今回、ほかの自治体を調べていくと、全国では五つぐらいありましたけれども、こちらでは会議室を使ってやったりとか、そういう手法、運用面もいろいろあるようですので、いろいろなものを研究しながら、ここにも書いているとおり、緊急的な、一時的な対応のものだとは思っているのですが、そちらのほうは研究していきたいと思います。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 3 点目にいきたいと思います。

小型バスの運行について、レベル 1 から 4 まであるのですが、僕の聞いているのはレベル 4 のほうで、本当に自動無人運転なのです。その有効性について研究してまいりたいと考えておりますという答弁だったので、ぜひ進めていってほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） レベル 4 です。小型自動運転のレベル 4 は、一定の条件下で自動運転ができる無人運転であります。これについては、現在全国でも、私が調べた限りでは 16 例ぐらいあるようですが、これがどういったような形で地域において運用されているのかという部分については、まだまだ私どもも調べる余地があるというところで今後研究してまいりたいと思いますし、ただ、まず厚岸町としては、現在ある地域公共交通の維持というところも重要に考えておりますので、将来的な部分において、こういった自動運転化についても、他の事例を参考にしながら研究をしてまいりたいと思っております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 10 年先なのか 3 年先なのかということなのですが、そんなに 10 年も 5 年もかけて研究をし続ける気はないですね。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 研究については、まずどういった事例があるのかというところは調べていきたいということが一つと、それが果たして厚岸町にとって有効性なものかどうかというのも当然研究の中に入れていきたいと思います。その上で、厚岸町にとって必要かどうかといった部分を最終的には結果として出していきたいと考えております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくをお願いします。

4 番目なのですが、災害用備蓄状況の対策についてということで、ひとつ災害時における赤外線カメラの主な使用方法については、ドローンの搭載によりと答弁にあるのですが、別にそのドローンを使ってどうのこうのという質問ではないのです。普通に夜、災害が起きました。真っ暗です。何も見えません。そのときに赤外線カメラがあれば、どういう状況なのかというのを把握できる。だから、いちいちドローンを呼んで消防にやってくれなんていう、そういう話ではなくて、危機対策だったら危機対策の中でカメラを二つ、三つ、安いものだったら二、三万円、いいやつでも10万円ちょっとなのです。買えない金額ではないですよ。ポケットマネーで買えるくらいの金額です。その赤外線カメラを2台、3台持って、災害や津波が来たときにどういう状況になっているのかというのをすぐさまやる、明日まで待つか、明るくなるまでなんていう話ではないですよ。何ぼ目のいい人でも、夜ははっきり見える人はいないと思うのです。だから、鹿の目でも借りてくれば別ですけども。だから、やはり早く、瞬時に確認ができるものをやはり用意すべきだと思うのです、役場の自前で。だから、そういう部分についてはカメラを早く買って置いて、夜の災害が起きたときにすぐ実態を把握できるようにしておかなくてはいけない。それについては、どうですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今、議員がおっしゃいましたとおり、主な活用事例としてドローンということで想定して答弁書を作っておりましたが、おっしゃいますとおり、ドローンに限らずの利用ということも確かに考えられるところでございます。そういった活用につきましては、他の事例とも含めて調べながら、また消防ですとかそういったところともお話をさせていただきながら、ただ大規模災害等になりますと、なかなか我々職員が現場に即時に出向いてというのが難しい部分もあるかと思えます。そういったもろもろも含めて検討させていただいて、確かにカメラは安価かもしれませんが、例えば照明でそこを照らすとかそういった手法もございますので、そういったものも含めて検討させていただきたいとは思っています。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 その部分についてはよろしくをお願いします。

あと、救命胴衣の部分についてなのですが、これも何年前か忘れてしまいましたけれども、10年くらいになるか、救命胴衣とヘルメットを用意してはかがかといったときには、答弁の中では、それは要らないという答弁でした。ところが、最近いろいろな自治体、特に海の近いところでは、津波に飲まれて浮かずに死んでしまう。仮に亡くなったとしても浮くという、早期に発見できる。救命胴衣を着て浮くということによって

は、息ができるので命を守られる。そういう部分があると思うのです。やはり頭を守るということ、腕が1本なくなったとしても頭をしっかり守っていれば命は保たれる部分もあると思うので、この町民のサービスをしていかなければならない職員の皆さんですから、災害があると一番先に出向かなくてはいけない。そういったときに、自分たちの命を守らないと町民を守っていくことができないですね。だから、一般町民については自分の命を守る、守らないということなので、あったほうがいいですという啓発。例えば車に常時積んでおくとか、そういうのは自己の努力だと思うので、それは啓発だけでいいと思うのです。

ただ、役場の職員においては、町民を守るサービスをしなくてはいけないというがあるので、一人一人に早くヘルメットと救命胴衣を用意すべきだと思うのです。何とかひとつ考えてほしいなと思います。いかがですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 町民に対する周知につきましては、おっしゃいますとおり、これまで行ってきた周知に加えて用意したほうがいいようなものということで、救命胴衣を加えて周知を図ってまいりたいというふうに考えます。

職員の救命胴衣、ヘルメット等につきましては、基本的に救命胴衣につきましては、各職員が勤務する場から避難場所までは、津波到達予想時間内に避難が可能だという場所ばかりになっております。そういったことでこれまで救命胴衣は不要だという考えの下で整備をしてきておりませんでした。勤務実態、場所等によっては、例えば施設利用者を避難させるために誘導するだとかで時間を要してしまうだとか、そういったことも想定されますので、そういった必要性などを現場ともお話をさせていただきながら必要性を検討してまいりたいと考えておりますし、ヘルメットにつきましても、発災後の事後対応ということで、職員が家屋調査等に出向いたりですとか、現場確認ですとかといった部分でも必要になりますので、そういった必要数等を考慮しながら、どれくらいが必要なのかですとか検討しながら整備ということを考えていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のありました4名の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 本日の議事日程は全部終了しました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時09分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 6 年 9 月 10 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 5 5 号

令和 6 年度 厚岸町一般会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

ただいま上程いただきました、
議案第５５号 令和６年度厚岸町 一般会計補正予算 ３回目から
議案第５９号 令和６年度厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算 １回目
の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第５５号
議案書、１ページであります。

令和６年度厚岸町一般会計補正予算（３回目）

令和６年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条第１項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、５，７０７万９千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、１２９億３，６６６万円
とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開き願います。

第１表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、７款７項、３ページから４ページ、歳出では、１０款１９項にわたって、
それぞれ、５，７０７万９千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

７ページをお開き願います。

歳入であります。

１１款 １項 １目 １節 地方特例交付金 ６１万７千円の増
交付額確定による増であります。

15款 使用料及び手数料 1項 使用料

2目 民生使用料 2節 児童福祉使用料

保育所広域入所使用料 20万円 新規計上

しんりゅう保育所の広域入所に伴う使用料の計上であります。

18款 財産収入 2目 財産売却収入 1目 不動産売却収入

1節 土地売却収入 土地売却代 368万円の増

町有地2件の売却いで、その内訳は、住の江2丁目60番地1 普通財産町有地
55.97平方メートル 金額 35万2千円と

北海道横断自動車道根室線 尾幌糸魚沢道路建設工事に係る

門静4丁目12番地1 普通財産町有地 82,786.26平方メートル
金額 332万8千円の売り払い代の計上であります。

19款 1項 寄附金

1目 1節 一般寄附金 100万の増

日連丸・白雲戦没者慰霊遺族の会 様から100万円の寄附金の計上であります。

3目 民生費寄附金 2節 児童福祉費寄附金

児童福祉施設寄附金 10万円 新規計上

栃木県下野市 宗石 亨（むねいし とおる）様から「しんりゅう保育所等のため」
として、10万円の寄附金の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「あつけし保育所」及び「しん
りゅう保育所」において説明いたします。

5目 農林水産業費寄附金 2節 林業費寄附金

林業振興寄附金 100万円 新規計上

東京都港区 厚岸グリーン電力合同会社 様から「植林のため」として、100万
円の寄附金の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「環境保全基金」において説明
いたします。

20 款 繰入金 1 項 基金繰入金

4 目 1 節 まちおこし基金繰入金 88 万円の増

歳出計上のまちおこし補助金への財源計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「まちおこし補助金」において説明いたします。

21 款 1 項 1 目 繰越金 1 節 前年度繰越金

2,682 万 8 千円の増

補正財源調整のための計上であります。

22 款 諸収入

6 項 3 目 3 節 雑入 2,277 万 4 千円の増 次ページにわたり、

主に、職員等予防接種負担金 32 万 1 千円 新規計上は、

職員の新型コロナワクチン接種を実施するにあたり、職員の自己負担額の計上、

デジタル基盤改革支援補助金 17 万 2 千円の増は、

システム標準化・共通化に要する補助金の計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「総合行政情報システム標準化整備事業」において説明いたします

保育所広域入所委託金 88 万 5 千円と保育所広域入所副食費 2 万 8 千円新規計上は、保育所の広域入所の申込みによる計上、

新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 1,410 万 1 千円新規計上は、令和 6 年度から定期接種となった新型コロナワクチン接種に対する助成金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「予防接種」において説明いたします。

いきいきふるさと推進事業助成金（養殖事業）100 万円新規計上は、北海道市町村振興協会からの助成金の交付決定によるもので、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「水産増養殖調査研究」において説明いたします。

立木伐採補償金 25万3千円新規計上は、
北海道横断自動車道根室線 尾幌糸魚沢道路の建設工事に伴い、高圧送電線移設のため、道路・河川敷地内の立木の伐採による補償金の新規計上であります。
その他、それぞれ説明欄記載のとおり、収入見込みによる増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

11ページを、お開き願います。

歳出であります。

1款 1項 1目 議会費 157万1千円の増
議会運営 136万1千円の増及び議会事務局 21万円の増は、
総務産業常任委員会の道内行政視察研修と厚生文教常任委員会の道外行政視察研修に係る経費の増額補正であります。

2款 総務費 1項 総務管理費

1目 一般管理費 庁舎・町民広場 62万3千円の増
主に、車借上料 59万7千円の計上は、除雪用タイヤショベル4ヶ月間の借上料の計上であります。

3目 職員厚生費 職員福利厚生・健康管理 107万1千円の増
接種を希望する職員 対象者見込数70人に対する新型コロナワクチン予防接種委託料の計上であります。

4目 情報化推進費 228万9千円の増 次ページにわたり、
総合行政情報システム運営 36万5千円の増は、
主に、修繕料 19万1千円の増は、プリンタ等の修繕料の計上、

厚岸情報ネットワーク 91万1千円の増は、
主に、修繕料 89万5千円の増は、若松地区における光ケーブルの断線に係る修繕料の計上、

厚岸情報ネットワーク整備事業 46万9千円の増は、
IP情報告知端末設置の増に伴う工事請負費の増、

総合行政情報システム整備事業 37万2千円の増は、
国からの通知に基づき、1か月児健診及び5歳児健診の管理に要する健康管理システム改修費 17万2千円と
出納室で行う財務会計システムでの歳入管理の業務効率化を図る目的に、システムにより自動化できるかの検証を行うための改修費に 20万円の計上であります。

総合行政情報システム標準化整備事業 17万2千円の増は、
1か月児・5歳児健診対応に要するシステム改修に併せ、標準化・共通化のシステム移行への対応及び総合行政システムとの連携を図るための改修費の計上であります。

10目 企画費 165万6千円の増
企画一般 11万2千円の増は、
主に、6月28日から29日に釧路市で開催された「北前船寄港地フォーラムinひがし北海道・くしろ実行委員会」に対する負担金 10万円の計上、

まちおこし補助金 88万円の増は、次ページにわたり、
「奔渡自治会」より、
厚岸町の指定有形文化財である「厚岸湖牡蠣島弁天神社弁財天座像」をはじめ、
牡蠣の町のイメージを活かし、牡蠣島弁天神社祭典の渡島奉納や奔渡自治会における厚岸夏祭りの伝統と文化行事の魅力と国内国外に向けたプロモーションや地域文化を伝承するPR動画の制作をするため、まちおこし補助金の交付要望書の提出があり、事業費 132万円に対し、88万円の補助する内容であります。

地域おこし協力隊 66万4千円の増
厚岸味覚ターミナル・コンキリエを拠点に、アウトドアガイドに従事して、厚岸町を盛り上げる地域おこし協力隊員2名の募集経費の計上であります。

3款 民生費

1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 82万4千円の増
保健福祉総合センター・健康広場 44万8千円の増、
修繕料 33万円の増は、保健福祉総合センター敷地内の検診バスを駐車する車寄せ部分のアスファルトが陥没による舗装修繕料の計上
施設用備品購入 11万8千円新規計上は、

経年劣化の故障により使用不能となった業務用掃除機 1 台 4 万 9 千円と健康増進室にある老朽化により修理不能となった上体起こし測定器 1 台 6 万 9 千円の購入費の計上、

多機能共生型地域交流センター 3 万 7 千 6 百円の増は、主に、子育て支援センターで使用する交流ホール及び職員室の照明器具の安定器の故障による修繕料 2 万 2 千 4 百円の計上と施設用備品購入 1 万 5 千 1 百円は、経年劣化により、使用不能となったガス給湯器の代替として電気温水器 1 台の購入費の計上であります。

2 目 心身障害者福祉費 9 万 6 千 3 百 6 十円の増 次ページにわたり、心身障害者福祉一般 9 万 6 千 2 百円の増は、令和 5 年度に交付された障害者自立支援 給付費 国庫負担金等の精算に伴う返還金の新規計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込による増であります。

4 目 老人福祉費 1 万 5 千 2 百円の増
介護保険特別会計 1 万 3 千 8 百円の増は、特別会計収支への補正財源調整による繰出金の増、

福祉バス運行 3 万 9 千 3 百円の増は、主に、エアコンの故障によるバス修繕料の計上

老人福祉施設 9 万 3 千 2 百円の増は、老朽化により作動不能となった特別養護老人ホームの排煙窓の修繕に 1 万 9 千 6 百円と給湯ポンプ水漏れによる修繕に 2 万 2 千 8 百円の計上のほか、施設用備品購入 5 万 0 千 8 百円は、特別養護老人ホームにおいて、経年劣化の故障により、使用不能となった電子レンジ 1 台 2 万 7 千 5 百円と予算計上済みの特別養護老人ホームで使用するストレッチャー 1 台について、選定機種変更及び単価上昇に伴う 2 万 3 千 3 百円の増であります。

介護保険一般 5 万 7 千円の増
令和 5 年度に交付された低所得者保険料軽減国庫負担金の精算に伴う返還金の計上
であります。

8 目 社会福祉施設費 36万8千円の増
コミュニティーセンター 16万7千円の増は、
経年劣化により、破損し利用に支障来している光栄地区コミュニティーセンターの
玄関前、階段及びスロープの修繕料、

集会所 20万1千円の増は、
主に、トライベツ地区集会所において、経年劣化の故障により、使用不能となった
給湯器1台の購入費 19万2千円の計上であります。

次ページ

2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費
児童福祉一般 129万5千円の増
令和5年度に交付された児童手当 国庫負担金等の精算に伴う
返還金の計上であります。

4 目 児童福祉施設費 17万円の増
あつけし保育所 8万1千円の増は、
主に、寄附金受領による児童用備品の購入費 5万3千円の計上

しんりゅう保育所 8万9千円の増は、
主に、寄附金受領による児童用備品の購入費 5万6千円の計上と施設用備品
3万円は、厚岸町出身のプロ野球選手である佐藤龍世選手から、在籍していたしん
りゅう保育所に対し、寄贈されたユニフォーム収納額縁の購入費であります。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費

2 目 健康推進費

予防接種 2, 263万円の増
新型コロナウイルス感染症について、定期予防接種に対する経費の計上で、
この内容は、対象者数65歳以上 3, 089人に対し、接種者数を1, 699人
と見込んだ接種委託料の計上で、
接種期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日として実施するものであ
ります。

次ページ

4 目 水道費

簡易水道事業特別会計 199万1千円の増

特別会計収支への補正財源調整による繰出金の増であります。

2 項 環境政策費

1 目 環境対策費 環境保全基金 100万円の増

林業振興寄附金を財源とした環境保全基金への積み立てであります。

5 款 農林水産業費 1 項 農業費

1 目 農業委員会費 事務適正・農地有効活用支援 18万5千円の増

経年劣化の故障により、使用不能となったカラーレーザープリンタ1台の購入費の計上であります。

8 目 農業水道費

農業水道施設 48万7千円の増

別寒辺牛浄水場で可動している2号取水ポンプについて、経年劣化に伴う処理能力低下による修繕に35万2千円と部品交換を伴う公用車の修繕に13万5千円の計上であります。

3 項 水産業費

3 目 漁港管理費 76万6千円の増 次ページにわたり、

漁港施設 9万9千円の増は、

主に、修繕料 7万8千円の増は、湾月漁港トイレ及び床潭漁港トイレの漏水修繕料の計上、

漁港機能増進事業 66万7千円の増

床潭漁港の係留施設整備に係る地元負担金の確定による増額計上であります。

5 目 養殖事業費 288万5千円の増

カキ種苗センター 105万6千円の増は、

経年劣化の腐食による給湯管の修繕に79万2千円、餌料培養室の洗浄水管の破損による修繕に13万2千円、老朽化した餌料培養室で使用する自吸ポンプの修繕に13万2千円の計上、

カキ種苗生産 82万9千円の増は、
老朽化により、カキ種苗生産に必要とする幼生飼育水槽 1槽 40万5千円、自
吸ポンプ 1台 23万5千円と定量ポンプ 1台 18万9千円の飼育設備機材
の購入費の計上

水産増養殖調査研究 100万円の増は、
いきいきふるさと推進事業助成金の補助採択を受け、カキの高品質化に向けた調査
研究事業の実施に伴う分析委託料等の関係経費の計上であります。

6款 1項 商工費

3目 食文化振興費

味覚ターミナル・道の駅 89万7千円の増

主に、施設の老朽化による修繕料 89万5千円の計上で、ファンモーター取替修
繕に 50万2千円、非常ベル設備の修繕に 3万4千円、屋外男子トイレの照明
修繕に 6万3千円、避難誘導灯の修繕に 29万6千円で、その他、説明欄記載
のとおり、執行見込による増であります。

5目 観光施設費

子野日公園 8万1千円の増 次ページにわたり、

主に、機械器具購入 7万8千円の新規計上は、経年劣化の故障により、使用不能
となった刈払機1台の購入費の計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込に
よる増であります。

7款 土木費 2項 道路橋梁費

1目 道路橋梁維持費

道路橋梁管理 13万6千円の増

使用中の故障により、使用不能となった転圧機1台の購入費の計上、

3項 河川費 1目 河川総務費

別寒辺牛川水系 治水砂防施設 整備事業 令和5国債分 補正額ゼロは、
事業内予算の組み替え補正であります。

5 項 公園費

1 目 公園管理費 公園施設 5 1 万 8 千円の増

主に、老朽化の破損により、使用に支障を来している梅香児童公園ブランコの安全柵の修繕に当初予算計上分 1 4 4 万 5 千円を差し引いた額 3 2 万 5 千円と草刈機の修繕に 1 5 万 6 千円の計上ほか、説明欄記載のとおり、執行見込による増であります。

6 項 住宅費 2 目 住宅管理費 次ページにわたり、

きのこ生産者住宅 3 1 万 3 千円の増は、
老朽化による給水管の取替修繕に当初予算計上分 4 万 6 円を差し引いた額 2 4 万 7 千円と経年劣化の故障によるガスコンロの修繕に 6 万 6 千円の計上であります。

8 款 1 項 消防費

2 目 災害対策費 7 2 万円の増

災害避難場所 1 2 万 4 千円の増は、
津波一時避難施設とする N T T 厚岸ビルに防災備蓄品を保管する場所の 7 ヶ月分の借上料の計上、

津波避難場所整備事業 5 9 万 6 千円の増は、
避難指示が発令された場合に避難場所や高台に避難が困難な時に、一時的に避難する施設として、真龍中学校を指定し、避難時に必要となる防災備蓄品を整備するにあたり、災害用トイレなどの消耗品費 1 0 万 1 千円の計上と、休日夜間等に避難者が校舎内に入る手段を確保するための地震自動解除鍵ボックス 1 個の防災用備品購入費 4 9 万 5 千円の計上であります。

9 款 教育費 1 項 教育総務費

6 目 スクールバス管理費

スクールバス運行 5 6 万 2 千円の増

主に、スクールバス 4 台分のスタッドレスタイヤ購入費の計上であります。

3 項 中学校費

2 目 学校管理費 1 8 万 7 千円の増

厚岸中学校体育館横にあるカラスの巣駆除手数料 1 万 1 千円と 厚岸中学校敷地

内にある樹木の伐採手数料 17万6千円の計上であります。

5項 社会教育費 次ページにわたり、

2目 生涯学習推進費 生涯学習活動 補正額ゼロ

生涯学習講演会の講師派遣委託料を個人への講師依頼にする予算科目の変更であります。

3目 公民館運営費

公民館管理 12万4千円の増

主に、経年劣化の汚損により、使用に支障をきたしている筑紫恋地区公民館のカーペット購入費の計上で、その他説明欄記載のとおり、執行見込による増であります。

6目 情報館運営費

厚岸情報館 112万2千円の増、

厚岸情報館の排水管路の修繕に 92万4千円、2階視聴覚室のメインスピーカー用アンプの修繕に 18万1千円と刈払機の故障による修繕に 1万7千円の修繕料の計上であります。

6項 保健体育費

2目 社会体育費 20万1千円の増 次ページにわたり、

部活動地域移行検討協議会 9万円の増は、

地域移行とした部活動の大会参加に伴う車両運行委託料の新規計上、

スポーツ施設 6万1千円の増は、

主に、宮園公園内のサッカー場造成に要する原材料費を土砂購入から資材購入費へ予算科目の変更するほか、不足する資材の追加購入費の増額計上、

スポーツ振興 5万円の増は、

主に、7月20日から22日に釧路市、厚岸町で開催された「日本マスターズ軟式野球北北海道大会」に対する補助金 5万円の計上で、その他説明欄記載のとおり、執行見込による増減であります。

3目 温水プール運営費 85万2千円の増

主に、修繕料 66万7千円は、温水プール外装板の剥離による修繕に 11万7千円とモニタなどの故障によるボイラー修繕に 55万円のほか、碎石購入 15万5千円は、正面玄関前の道路の補修に要する計上であります。

4 目 学校給食費

学校給食センター 39万9千円

主に、調理室にあるコンテナ消毒保管庫の故障に伴う修繕に 29万8千円と洗米槽給水配管の取替修繕に 2万7千円の調理器具修繕料の計上であります。

12 款 1 項 1 目 給与費 補正額ゼロ

財源内訳補正であります。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

次に、議案第56号であります。

議案第 5 6 号

令和 6 年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算

(1 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和6年度 厚岸町 国民健康保険 特別会計補正予算（1 回目）

令和6年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、736万2千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、13億3,196万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1款1項、3 ページ、歳出では、2款2項にわたって、
それぞれ、736万2千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

7款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金

736万2千円 新規計上

令和5年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

7 款 1 項 基金積立金 1 目 国民健康保険財政調整基金積立金

6 3 5 万 5 千円の増

令和 5 年度からの繰越金のうち返還金を除く金額を
基金へ積み立てるものであります。

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金

3 目 償還金 償還 1 0 0 万 7 千円 新規計上

保険給付費等交付金及び国民健康保険災害等臨時特例補助金の精算返還金であります。

以上で、議案第 5 6 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 5 7 号であります。

議案第 57 号

令和 6 年度 厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書の１ページであります。

令和６年度 厚岸町 簡易水道事業 特別会計補正予算（２回目）

令和６年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第１条第１項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、２１３万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、１億１，００１万８千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開き願います。

第１表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、２款２項、３ページ、歳出では、１款１項にわたって、
それぞれ、２１３万円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

６ページを、お開き願います。

歳入であります。

４款 道支出金 １項 道補助金 １目 水道費道補助金

１節 水道事業費補助金 １３万９千円の増

充当事業の増に伴う地域づくり総合交付金の交付見込額の増で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「大別取水場整備事業」において説明
いたします。

５款 繰入金 １項 １目 １節 一般会計繰入金 １９９万１千円の増 補正
財源調整に伴う増額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページを、お開き願います。
歳出であります。

2 款 水道費 1 項 1 目 水道事業費 2 1 3 万円の増
簡易水道施設 修繕料 1 4 2 万 2 千円の増は、
大別浄水場配水池の水位計が経年劣化による故障が確認され、水の供給に支障をきたすことから、水位計の取替修繕に 1 2 9 万 1 千円と公用車の車検整備に伴う追加修繕に 1 3 万 1 千円の計上、

検満及び新設メーター整備事業 4 万 4 千円の増は、
新設メーター 4 台分の取付単価の上昇に伴う増、

大別取水場整備事業 2 7 万 9 千円の増
人件費及び資材高騰に伴う事業費の増と工事請負費から大別取水場井戸洗浄委託料に予算科目振替による計上、

上尾幌地区配水管整備事業 3 8 万 5 千円の増は、
主に、簡易水道工事費 2 6 万 4 千円の増は、労務単価の上昇による工事費の増、
支障物件移転補償金 3 万 7 千円の新規計上は、水道管整備工事に伴う立木伐採に係る補償金の計上で、その他説明欄記載のとおり、執行見込による増であります。

以上で、議案第 5 7 号の説明を終わります。
続きまして、議案第 5 8 号であります。

議案第 58 号

令和 6 年度 厚岸町介護保険特別会計補正予算

(1 回目) 提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和6年度 厚岸町 介護保険 特別会計補正予算（1 回目）

令和6年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3, 478万1千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、11億6, 092万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、2款3項、3 ページ、歳出では、2款2項にわたって、
それぞれ、3, 478万1千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

8款 繰入金 1項 1目 1節 一般会計繰入金
13万8千円の増

2項 基金繰入金 1目 1節 介護給付費準備基金繰入金
387万6千円の増

9款 1項 1目 繰越金

1節 前年度繰越金 3, 076万7千円 新規計上

それぞれ、補正財源調整による増額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

4 款 地域支援事業費 2 項 包括的支援事業・任意事業費

1 目 包括的支援事業等事業費

包括的支援施策 4 万円の増

人事異動に伴う主任介護支援専門員の研修参加旅費等の計上であります。

5 目 認知症総合支援事業費 9 万 8 千円の増

人事異動に伴う認知症地域支援推進員の研修参加旅費等の計上であります。

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金 2 目 償還金

償還 3, 4 6 4 万 3 千円の増

前年度の介護給付費国庫負担金等の精算返還金であります。

以上で、議案第 5 8 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 5 9 号であります。

議案第 59 号

令和 6 年度 厚岸町後期高齢者医特別会計補正予算

(1 回目) 提案理由説明書

議案書の 1 ページであります。

令和 6 年度 厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（1 回目）

令和 6 年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、89 万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 億 7,800 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2 ページから 3 ページは、

第 1 表 歳入歳出予算補正であります。

歳入、歳出ともに、1 款 1 項にわたって、
それぞれ、89 万円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

4 款 1 項 1 目 繰越金 1 節 前年度繰越金 89 万円 新規計上
令和 5 年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金

後期高齢者医療広域連合納付 89 万円の増

令和5年度決算における出納整理期間の4月と5月の保険料収入分を
本年度に後期高齢者医療 広域連合へ納付する負担金の補正計上であります。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

以上を持ちまして、

議案第55号 令和6年度厚岸町 一般会計 補正予算3回目から

議案第59号 令和6年度厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算1回目まで
の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

認定第 8 号 令和 5 年度厚岸町水道事業会計決算の認定について

提案説明書

認定第 8 号、令和 5 年度 厚岸町水道事業会計決算の内容について

1 ページ

1 概況については、(1) 総括事項として業務状況及び経営状況の概略を記載しております。

ア 業務状況

(ア) 業務量の状況であります。

令和 5 年度末の給水人口は、7, 556 人となり、前年度に比べ、197 人、2. 5 %減少。

給水戸数については、5, 132 戸で、前年度に比べ、9 戸、0. 2 %減少。

年間配水量は、124 万 2, 988 立方メートルで、前年度に比べ、2 万 6, 897 立方メートル、2. 2 %増加。

有収水量は、82 万 363 立方メートルで、前年度に比べ、2, 899 立方メートル、0. 4 %増加。

この結果、有収率は 66. 0 %で、機動的な漏水調査による漏水の発見と修繕対応及び老朽管の更新に努めたものの、漏水の抑制に至らず結果、1. 2 ポイント有収率は微減となりました。

今後も引き続き漏水の早期発見と早期修繕に努め、老朽化した水道施設の計画的な更新整備や機動的な漏水調査などにより、健全な事業運営を維持してまいります。

(イ) 建設改良事業の状況であります。

① 導配水管等整備事業

配水管布設替工事が 4 件で、老朽化した筑紫恋地区配水管の更新と住の江町通り配水管の更新に伴う布設替工事などを行ないました。

配水管新設工事が 1 件で、尾幌地区旧安池商店裏町道尾幌 17 号線と尾幌南 2 号線の交差点から釧路方向に約 169 メートルの配水管新設工事を行ないました。

仕切弁整備工事が 1 件で、宮園 4 丁目及び白浜 4 丁目の開閉操作不能な仕切弁と新設操作弁計 2 台の更新を行ないました。

② 設備整備事業

浄水場等の老朽化した設備として、排水処理設備の厚岸浄水場天日乾燥床と薬品注入設備の厚岸浄水場次亜塩素酸タンク・活性炭注入ポンプの計2件の更新工事を行いました。

2 ページ

③ メーター設備事業

新規に26台の水道メーターを設置、住宅解体などに伴うメーター撤去が35台、有効期間が満了したメーター478台を取り替えました。

④ 固定資産購入

緊急時対応資器材として、ポンプ設備（水道加圧装置受水槽付き）ほか1件の資産の購入を行ないました。

⑤ 配水管更新実施設計委託業務

今後、実施予定の上水道施設更新のための実施設計、宮園地区及び奔渡地区の一部の区間について水道管更新に必要な実施設計1件を行ないました。

⑥ 上水道地区地下水源調査委託業務

上水道地区地下水源調査委託業務2件は、大別町営牧場管理棟から北西方向約2.9キロメートル地点で井戸の掘削調査1件を行いました。

また、今後の地下水源開発計画に対し、令和3年度から令和5年度に井戸掘削を実施した箇所の水量及び水質実績をもとに、今後の水源開発に必要な計画給水量から井戸掘削必要本数及び計画井戸掘削位置の選定と既存上水施設への接続や水利計画などの検討委託業務1件を行ないました。

2 ページ～3 ページ

イ 経営状況

（ア）収益的収支（税抜）であります。

収益の総額、水道事業収益は、3億1,507万7,272円で、前年度に比べ、2,555万1,065円、8.8%の増となりました。

費用の総額、水道事業費用は、2億7,011万5,798円で、前年度に比べ、446万4,328円、1.7%の増となりました。

この結果、水道事業収益が水道事業費用を上回り、
4, 496万1, 474円の純利益（黒字）となりました。

水道使用水量は前年度と比較して0.4%増と若干増加し、一定期間において、気温の上昇と比例し、前年度と比較して業務用及び農業用の使用水量が増加しました。

水需要に関しては、人口減少に比例し使用水量が右肩下がりに低下する状況で、10年前に比べ約1割の使用水量及び給水収益の減少が大きな課題であります。

また、費用では、令和5年度の増加影響が大きいものとして、各種物価高騰と水道施設の更新を行いつつも、施設経年化による修理費用が後を絶たず、水道経営として大変厳しい経営状況にあります。

今後も、毎年の経営状況を踏まえつつ、老朽化した施設の更新や災害に強い施設整備を計画的に継続できるよう、経営維持に努めてまいります。

（イ）資本的収支（税込）であります。

収入の総額は、7, 983万7, 000円で、
前年度に比べ、901万4, 664円、10.1%の減となりました。

主に、財源資金の運用見直しを図り、一般会計からの繰入金を資本的収入から収益的収入へ振り替えたことにより、他会計負担金は22万5, 000円となり、前年度に比べ、2, 092万1, 278円の減となりました。

支出の総額は、2億4, 007万6, 386円で、
前年度に比べ、332万9, 171円、1.4%の増となりました。

建設改良費は、配水管の布設替工事などで
1億5, 418万3, 794円となり、
前年度に比べ、318万8, 975円の増、

企業債償還金は、8, 589万2, 592円で、
前年度に比べ、68万9, 196円の増となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、
1億6, 023万9, 386円の補填については、
のちほど、12ページの、令和5年度 厚岸町水道事業決算報告書

（2）資本的収入及び支出（税込）で、説明します。

4 ページ

(2) 経営指標に関する事項であります。

ア 経営指標の推移、5 事項について

経営収支比率が、116.7%で、

前年度に比べ、9.5ポイント増。

料金回収率が、98.8%で、

前年度に比べ、1.7ポイント減。

有形固定資産減価償却率が、62.0%で、

前年度に比べ、0.8ポイント増。

管路経年化率が、44.7%で、

前年度に比べ、1.0ポイント増。

管路更新率が、0.2%で、

前年度に比べ、0.1ポイント減。

イ 経常収支比率・料金回収率の推移

ウ 有形固定資産減価償却率・管路経年化率・管路更新率の推移は記載のとおりであります。

5 ページ

(3) 議会議決事項

(4) 行政官庁認可等事項

(5) 職員に関する事項は、記載のとおりであります。

5 ページ～8 ページ

2 工事については、

(1) 建設改良工事の概況

(2) メーター設備工事の概況

(3) 固定資産購入の概況

(4) 建設仮勘定の内訳に内容を記載しております。

8 ページ～10 ページ

3 業務については、

- (1) 業務量（給水の状況）
- (2) 事業収入に関する事項
- (3) 事業費に関する事項
- (4) 給水装置工事の状況
- (5) 委託調査業務に内容を記載しております。

4 会計については、

- (1) 企業債の概況
- (2) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の決算について
に内容を記載しております。

1 1 ページ

令和5年度 厚岸町水道事業決算報告書であります。

(1) 収益的収入及び支出（税込）

収入

1 款 水道事業収益

予算 3億3,646万9,000円に対し、
決算では、3億4,102万6,295円となり、
予算に比べ、455万7,295円、1.4%の増となりました。
内訳として、

1 項 営業収益

予算 2億7,697万3,000円に対し、
決算では、2億8,221万3,500円となり、
予算に比べ、524万500円の増。

2 項 営業外収益

予算 5,949万6,000円に対し、
決算では、5,881万2,795円となり、
予算に比べ、68万3,205円の減。

支出

1 款 水道事業費用

予算 2億8,745万1,000円に対し、
決算では、2億7,976万9,255円の執行で、
768万1,745円の不用額となりました。

内訳として、

1 項 営業費用

予算 2 億 7, 1 4 0 万 5, 0 0 0 円に対し、
決算では、2 億 6, 3 9 2 万 4, 8 3 1 円の執行で、
7 4 8 万 1 6 9 円の不用額となりました。

2 項 営業外費用

予算 1, 5 8 4 万 6, 0 0 0 円に対し、
決算では、1, 5 8 4 万 4, 4 2 4 円の執行で、
1, 5 7 6 円の不用額となりました。

4 項 予備費

予算 2 0 万円に対し、執行はなく、全額不用額。

1 2 ページ

(2) 資本的収入及び支出（税込）

収入

1 款 資本的収入

予算 7, 9 8 3 万 7, 0 0 0 円に対し、決算も、同額であります。

内訳として、

1 項 企業債

予算 7, 2 9 0 万円に対し、決算も、同額。

2 項 補助金

予算 6 7 1 万 2, 0 0 0 円に対し、決算も、同額。

6 項 補償金は、皆減であります。

8 項 他会計負担金

予算 2 2 万 5, 0 0 0 円に対し、決算も、同額。

支出

1 款 資本的支出

予算 2 億 4, 0 5 1 万 9, 0 0 0 円に対し、
決算では、2 億 4, 0 0 7 万 6, 3 8 6 円の執行で、
4 4 万 2, 6 1 4 円の不用額となりました。

内訳として、

1 項 建設改良費

予算 1 億 5, 4 6 2 万 6, 0 0 0 円に対し、

決算では、1億5,418万3,794円の執行で、
44万2,206円の不用額となりました。

2項 企業債償還金

予算 8,589万3,000円に対し、
決算では、8,589万2,592円の執行で、
408円の不用額となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、
1億6,023万9,386円は、
当年度分 損益勘定留保資金1億265万4,512円
当年度分 消費税及び地方消費税資本的収支調整額
1,401万6,708円、
減債積立金500万円、
建設改良積立金2,000万円及び
繰越利益剰余金処分量1,856万8,166円
で補填するものであります。

(3) たな卸資産の購入限度額

たな卸資産の購入限度額2,540万円に対し、
執行額は2,513万6,241円で、
これに伴う仮払消費税は227万8,858円であります。

13 ページ

令和5年度 厚岸町水道事業損益計算書であります。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益が234万9,824円、
営業外収益から営業外費用の差し引きが4,261万1,650円、
これに営業利益を加えた経常利益が4,496万1,474円となり、
当年度純利益（黒字）となります。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に、
前年度繰越利益剰余金2,607万6,170円及び
その他未処分利益剰余金変動額2,500万円を加えた
9,603万7,644円となります。

14 ページ

令和５年度 厚岸町水道事業剰余金計算書であります。

剰余金のうち、資本剰余金は、
出資金から、その他資本剰余金までを合わせた
当年度末残高は、当年度変動額が生じなかったため、
前年度末残高と同額の２，４５４万９，６４１円となりました。

利益剰余金は、
減債積立金と建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせた
利益剰余金合計の前年度処分後残高が６，１１４万２，１２５円でしたが、
資本的収支不足額補填のため取り崩した
減債積立金５００万円及び建設改良積立金２，０００万円を減じ、
その他未処分利益剰余金変動額として
同額の２，５００万円を加え、
当年度純利益４，４９６万１，４７４円を加えた、
１億６１０万３，５９９円が当年度（令和５年度）末残高となりました。

１５ ページ

令和５年度 厚岸町水道事業剰余金処分計算書（案）であります。
当年度末未処分利益剰余金９，６０３万７，６４４円の処分について、
９００万円を減債積立金に積み立て、
１，７００万円を建設改良積立金に積み立て、
減債積立金及び建設改良積立金を取り崩して
未処分利益剰余金に振り替えた２，５００万円を資本へ組み入れ、
繰越利益剰余金処分数１，８５６万８，１６６円を資本的収支へ補填し資本金
に組み入れ、
残余の２，６４６万９，４７８円を
翌年度に繰り越すものであります。

この内容が、地方公営企業法第３２条第２項に基づき、議会の議決が必要となる利益の処分になります。

１６ ページ

令和５年度 厚岸町水道事業貸借対照表であります。

資産の部

令和6年3月31日現在の固定資産の合計が、19億4,895万881円、流動資産の合計が、1億8,338万8,144円で、資産の合計が、21億3,233万9,025円であります。

17ページ

負債の部

負債の合計が、14億2,007万6,493円。

資本の部

資本の合計が、7億1,226万2,532円。

負債と資本の合計が、21億3,233万9,025円であります。

18ページ～19ページ

注記であります。

財務諸表を作成するにあたり、採用した会計処理の基準及び手続きを注記として記載しています。

- 1 重要な会計方針から
 - 2 貸借対照表等関連
 - 3 リース契約により使用する固定資産まで、
- 記載のとおりであります。

20ページ

令和5年度 厚岸町水道事業キャッシュ・フロー計算書であります。

現金の収入・支出に関する情報を記載したキャッシュフロー計算書でございます。

内容は記載のとおりであります。

21ページ～23ページ

収益費用明細書であります。

別紙の認定第8号説明資料「令和5年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書（消費税抜）」により説明いたします。

認定第 8 号説明資料

令和 5 年度 厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書（消費税抜）

収入

1 款 水道事業収益は、3 億 1, 5 0 7 万 7, 2 7 2 円で、
前年度に比べ、2, 5 5 5 万 1, 0 6 5 円、8. 8 %の増となりました。

1 項 営業収益は、2 億 5, 6 5 5 万 7, 7 2 7 円で、
前年度に比べ、8 5 万 9, 4 0 9 円、0. 3 %の増。

1 目 給水収益は、2 億 5, 6 0 8 万 5, 7 2 7 円で、
前年度に比べ、0. 4 %の増。

2 目 受託工事収益は、4 7 万 2, 0 0 0 円で、
前年度に比べ、7. 8 %の減。

2 項 営業外収益は、5, 8 5 1 万 9, 5 4 5 円で、
前年度に比べ、2, 4 6 9 万 1, 6 5 6 円、7 3. 0 %の増。

1 目 受取利息及び配当金は、6, 4 7 2 円で、
前年度に比べ、5 6. 2 %の減。

2 目 他会計補助金は、4, 5 8 2 万 7, 0 0 0 円で、
前年度に比べ、1 4 0. 8 %の増。

主に、財源資金の運用見直しを図り、一般会計からの繰入金を資本的収入から収益的収入へ振り替え、減価償却費充当などへの処理を図ったものであります。

3 目 長期前受金戻入は、1, 0 7 7 万 2, 7 5 8 円で、
前年度に比べ、7. 5 %の減。

償却資産に対する補助金等の減価償却見合分を収益化した額の減によるものであります。

5 目 雑収益は、1 9 1 万 3, 3 1 5 円で、
前年度に比べ、3 8. 9 %の減。

主に、その他雑収益の、退職手当組合事前納付金精算還付金の皆減によるものであります。

支出

1 款 水道事業費用は、2 億 7, 0 1 1 万 5, 7 9 8 円で、
前年度に比べ、4 4 6 万 4, 3 2 8 円、1. 7 %の増となりました。

1 項 営業費用は、2 億 5, 4 2 0 万 7, 9 0 3 円で、前年度に比べ、5 4 7 万 8, 3 2 4 円、2. 2 %の増。

1 目 原水及び浄水費では、8, 7 5 3 万 1 3 3 円で、前年度に比べ、9. 7 %の増。

主に、水道施設管理委託料人件費単価改定に伴う委託料 2 6 5 万 4, 925 円の増に加え、局地的な降雨の影響と夏場の原水水質悪化から水処理薬品の継続投入量増加による薬品費 4 7 8 万 3, 9 6 6 円の増などであります。

2 目 配水及び給水費では、1, 8 3 7 万 7 9 4 円で、前年度に比べ、1 4. 2 %の増。

主に、修繕費が、令和 4 年度は水道本管漏水修理 3 3 件に対し、令和 5 年度配水管等の修理発生件数は、2 8 件と若干減少したものの、前年度に比べ修理に必要な人件費及び材料費などが高騰したことから、2 1 7 万 1, 000 円の増となったものであります。

4 目 総係費では、3, 4 8 7 万 9, 7 0 6 円で、前年度に比べ、9. 7 %の減。

主に、退職給付引当金が、引当額の一部見直しに伴い 1 5 1 万 6, 9 3 0 円の減、委託料がシステム改修費の減に伴い 1 7 7 万 1, 1 0 3 円の減のほか、各費用の増減であります。

5 目 減価償却費では、1 億 9 2 2 万 4, 9 0 8 円で、前年度に比べ、1. 2 %の減。

主に、構築物で、1 3 2 万 7, 7 2 9 円の減など、償却資産の減によるものであります。

6 目 資産減耗費では、4 2 0 万 2, 3 6 2 円で、前年度に比べ、1 4. 1 %の増。

主に、機械及び装置が検満メーター更新に伴う 5 8 万 8, 9 9 3 円の増などであります。

2 項 営業外費用は、1, 5 9 0 万 7, 8 9 5 円で、前年度に比べ、1 0 1 万 3, 9 9 6 円、6. 0 %の減。

1 目 支払利息及び企業債取扱諸費では、1, 5 8 4 万 4, 4 2 4 円で、前年度に比べ、4. 8 %の減。

主に、企業債利息の減によるものであります。

3 目 雑支出では、6 万 3, 4 7 1 円で、前年度に比べ、7 6. 7 %の減。

主に、会計処理に伴う減であります。

以上、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純利益は、
4, 496万1, 474円となり、
3月補正見込みより、1, 230万8, 474円を上回る黒字となりました。

決算書 24ページ

固定資産明細書でございます。

(1) 有形固定資産明細書

(2) 無形固定資産明細書

ともに記載のとおりであります。

25ページ～26ページ

企業債明細書でございます。

記載のとおりであります。

以上が、令和5年度 厚岸町水道事業会計決算の内容であります。

認定第 9 号 令和 5 年度厚岸町病院事業会計決算

提案説明書

続きまして、認定第9号、令和5年度厚岸町病院事業会計決算の内容について、決算書及び別に配布の説明資料でご説明いたします。

決算書1ページをお開きください。

令和5年度厚岸町病院事業報告書

1 概況 (1)総括事項であります。

町立厚岸病院は、町民の命と健康を守り、だれもが安心して生活できる地域社会を支える中核的な医療機関として、内科、外科、小児科、整形外科及び脳神経外科の診療のほか、入院機能と24時間救急及び透析医療を維持し、患者目線に立ち地域住民のための医療を推進しております。

診療体制では、内科医師2名、外科医師1名、小児科医師1名の常勤医師4名のほか、定期支援内科医師1名を加えた5名体制による基本診療と、専門医師による消化器検査診療、整形外科診療及び脳神経外科診療を維持することができました。

病院経営について、入院収益では、入院患者数が増加し対前年度比増となるほか、その他医業収益では、新型コロナウイルスワクチン接種の縮小により対前年度比減となりました。また、その他医業外収益では、新型コロナウイルス感染症に関する感染症病床確保促進事業費補助金等の交付により対前年度比増となっております。

一方、費用では、人件費の高騰による給与費が増となるほか、施設設備や医療機器の老朽化に伴う修繕費の増などがあり、費用全体では前年度を上回りましたが、これら収支不足を補てんするための一般会計からの繰入金をもって黒字決算とすることができました。

自治体病院を取り巻く医療環境は厳しい状況にありますが、安定した病院運営を図るため医師をはじめとする医療従事者の確保対策を最優先課題として取り組むと共に、「町立厚岸病院経営強化プラン」に基づく経営強化の取組を推進し、経営改善に努め、自治体病院としての使命と役割を果たしてまいります。

次に、アは患者数、イは収益的収支、ウは資本的収支について記述しております。

次に、(2)は経営指標に関する事項について、それぞれ三つの経営指標の過去5年度分を表記しております。

経常収支比率は、今年度、102.1%で、前年度との比較では、0.5ポイント改善しております。

修正医業収支比率は、今年度、54.1%で、前年度との比較では、0.7ポイント改善しております。

病床利用率は、今年度、58.2%で、前年度との比較では、7.2ポイント改善しております。

2 ページ

(3)議会議決事項、(4)行政官庁認可等事項及び(5)職員に関する事項は、それぞれ、記載のとおりであります。

3 ページ

2 工事 (1)資産取得の概況では、記載の6件について、総額、5,756万3,000円の資産の取得であります。

(2)建設改良工事の概況では、記載の3件について、総額、4,200万9,000円の工事費であります。

3 業務 (1)業務量 アの患者数として、入院患者数では、本年度、延べ11,717人、1日平均32.0人で、前年度との比較では、1,481人、14.5%、1日平均4.0人の増であります。外来患者数では、本年度、延べ36,471人、1日平均150.1人で、前年度との比較では、203人、0.6%、1日平均0.8人の減であります。

4 ページ

次に、イ 病床利用状況として、病床利用率は、本年度58.2%、前年度との比較では、7.2ポイントの増であります。

5 ページから6 ページは、事業収入と事業費用に関する事項で、上段括弧書きは消費税込み、下段は消費税抜きとなっております。

7 ページ

4 会計 (1)企業債の概況について、(2)一時借入金の概況について及び(3)議会の議決を経なければ流用することのできない経費の概況については、それぞれ、記載のとおりであります。

以上が、事業報告書であります。

8 ページから9 ページまでは、令和5年度厚岸町病院事業決算報告書で金額は消費税込みとなります。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入であります。1 款 病院事業収益では、予算、13億3,029万3,000円に対し、決算では、13億3,928万1,692円となり、予算に比べ、898万8,692円の増となりました。

内訳として、1 項 医業収益では、予算、8億513万2,000円に対し、決算では、8億1,264万9,077円となり、予算に比べ、751万7,077円の増、2 項 医業外収益では、予算、5億2,516万1,000円に対し、決算では、5億2,663万2,615円となり、予算に比べ、147万1,615円の増となりました。

次に、支出であります。1 款 病院事業費用では、予算、13億2,037万3,000円に対し、決算では、13億162万2,006円の執行で、1,875万994円

の不用額となりました。

内訳として、1項 医業費用では、予算、12億7,148万円に対し、決算では、12億6,122万7,492円の執行で、1,025万2,508円の不用額、2項 医業外費用では、予算、4,859万3,000円に対し、決算では、4,039万4,514円の執行で、819万8,486円の不用額、3項 予備費では、予算30万円に対し、執行がなく、全額、不用額であります。

次に、9ページ、資本的収入及び支出のうち、はじめに、収入であります。1款 資本的収入では、予算、2億6,293万4,000円に対し、決算では、2億6,293万3,587円となり、予算に比べ、413円の減となりました。

内訳として、1項 企業債では、予算、2,200万円に対し、決算も同額の2,200万円であります。2項 補助金では、予算、2億4,093万4,000円に対し、決算では、2億4,093万3,587円となり、予算に比べ、413円の減となりました。

次に、支出であります。1款 資本的支出では、予算、2億6,293万4,000円に対し、決算では、2億6,293万3,587円で、413円の不用額となりました。

内訳として、1項 建設改良費では、予算、9,957万2,000円に対し、決算も同額の9,957万2,000円であります。2項 企業債償還金では、予算、1億6,336万2,000円に対し、決算では、1億6,336万1,587円で、413円の不用額であります。

次に、(3)たな卸資産購入限度額では、購入限度額、1億5,502万9,000円に対し、執行額は、1億4,997万1,283円となり、これに伴う仮払消費税は、1,363万4,591円であります。

10ページは、損益計算書であります。下から3行目、収益から費用を差し引いた結果、当年度純利益として、2,789万6,986円の黒字決算となったところです。これにより、11ページ、上段の表、欠損金計算書であります。欠損金欄の当年度変動額として、2,789万6,986円が減少となり、当年度末残高は、当年度末処理欠損金として、6億353万5,506円となったものであります。

また、下段の表は、欠損金処理計算書で、上段の表、欠損金計算書の結果を踏まえ、繰越欠損金を6億353万5,506円とするものです。

12ページから14ページは、貸借対照表及び注記、
15ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

16ページから18ページの、収益費用明細書につきましては、別に配布しております説明資料でご説明いたします。認定第9号説明資料 令和5年度厚岸町病院事業

会計決算に係る収益的収支説明書（消費税抜）をご覧ください。

はじめに、収入であります。

1 款 1 項 1 目 入院収益 本年度決算額 2 億 7, 1 8 3 万 1, 2 3 7 円

前年度との比較では、3, 0 8 3 万 7, 0 3 9 円、1 2. 8 %の増、主に、入院患者数の増によるものであります。

2 目 外来収益 3 億 1, 2 4 0 万 8, 2 3 3 円

前年度との比較では、4 3 7 万 7, 5 0 8 円、1. 4 %の増、外来患者数の減少はあるものの、新型コロナウイルス感染症を含めた各種検査の実施による単価増であります。

3 目 その他医業収益 7, 6 8 7 万 1, 2 6 0 円

前年度との比較では、1, 4 7 1 万 5, 3 9 2 円、1 6. 1 %の減、主に、新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る委託料の減であります。

4 目 負担金 1 億 4, 5 6 4 万 4, 5 3 3 円

前年度との比較では、1 1 4 万 1, 7 4 2 円、0. 8 %の減、主に、一般会計負担金の減であります。

2 項 医業外収益のうち、主な増減として、

4 目 他会計補助金 1 億 2 8 7 万 3 9 9 円

前年度との比較では、1, 9 8 5 万 8, 4 8 5 円、1 6. 2 %の減、主に、医師等確保対策経費補助の減であります。

5 目 他会計負担金 2 億 7, 2 0 8 万 4 8 1 円

前年度との比較では、5 7 6 万 6, 0 1 0 円、2. 1 %の減、主に、企業債償還金（利息）補助の減であります。

8 目 道補助金 3, 2 5 9 万 2, 0 0 0 円

前年度との比較では、1, 3 8 9 万 8, 0 0 0 円、7 4. 3 %の増、主に、感染症病床確保促進事業費補助金の増であります。

これにより、病院事業収益全体では、1 3 億 3, 2 9 0 万 9, 5 5 8 円、前年度との比較では、1, 4 4 6 万 9, 2 9 9 円、1. 1 %の増となりました。

次に、支出であります。主な増減として、

1 款 1 項 1 目 給与費 7 億 9, 3 4 6 万 9, 3 8 8 円

前年度との比較では、1, 2 4 1 万 2, 6 3 0 円、1. 6 %の増、主に、賞与引当

金繰入額の増であります。

2目 材料費 1億1,624万7,888円

前年度との比較では、175万8,007円、1.5%の減、主に、薬品費の増は、新型コロナウイルス感染者に処方する薬品の増、給食材料費の減は、給食業務全面委託化による減であります。

3目 経費 2億5,631万4,717円

前年度との比較では、862万3,837円、3.5%の増、主な内訳として、光熱水費は、単価減による減、燃料費は、使用量の減による減、修繕費は、施設設備修理費の増、委託料は、給食業務の全面委託化に伴う増であります。

次に、2項 医業外費用では、

1目 支払利息及び企業債取扱諸費 1,261万1,701円

前年度との比較では、497万1,878円、28.3%の減、主に、企業債利息の減であります。

2目 医療技術員確保対策費 849万707円

前年度との比較では、1,509万2,706円、64.0%の減、主に、医師及び看護師の紹介手数料と看護師派遣負担金の減であります。

これにより、病院事業費用全体では、13億501万2,572円、前年度との比較では、772万7,102円、0.6%の増となり、収益から費用を差し引いた収支では、当年度純利益として、2,789万6,986円を計上することができました。

決算書にお戻りください。

19ページは、固定資産明細書、20ページは、企業債明細書で、それぞれ、記載のとおりであります。

以上、認定第9号、令和5年度厚岸町病院事業会計決算の内容であります。